

環境福祉経済委員会記録

平成25年9月20日（金）

10:00～11:35

第1委員会室

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第1号 平成24年度光市水道事業決算について

【説明】 宮崎業務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○大田委員

決算書の未収金が随分大きいです。それで、参考資料の2ページ見ると、7月給水未収金が54万5,000円で、決算書類のほうが3月ですが、こんなに差があるのかというほど差があるのです。何億円と、そのところの内容を教えてください。

○宮崎業務課長

委員ご承知のとおり、水道事業会計というのは3月31日、年度末をもって一旦打ち切ります。この貸借対照表におきましては、水道事業の平成25年3月31日の財政状態を明らかにしておりますので、3月31日で切ったときに、まだ回収しておりません未収金が、委員さん言われました、多くの金額4億1,158万1,392円あるということでございます。

この内訳でございますが、これは、水道料金の未収金部分が約1億2,600万円、それと、受託工事収益、これは、熊毛地区の受託工事ですが約8,240万円、他会計負担金で約4,000万円、国庫補助金が約6,500万円、一般会計の出資金が9,000万円をまだいただいてない状況であります、締めた状態では調定が立っておりますので未収金で上げたということでございます。

委員が言われました参考資料でお示しをしております2ページに記載しておりますのは、平成25年7月31日時点の未収金残高でございますので、この4億1,000万円をほとんどいただいたということで、残りが125万5,610円になったということでございます。

○大田委員

それだけの全部集金が上がったということで、7月末現在では未収金が125万5,610円になったということでございますね。

それと、その下の 3ページに口座振替が89.7%、直納が10.3%となっているのですが、直納の場合には、こちら側から人を派遣して人件費もかかると思うのですが、口座振替の場合は、手数料がそんなにかからないと思うのですが、もっと口座振替に持っていくという考えはあるのでしょうか。

○吉岡料金担当課長

現在の光市の水道局の料金徴収方法については、ご存じのとおり、口座振替と納付書を直接金融機関等で支払っていただく直納方式の二通りで行っております。今、口座振替については載せてないのですが、年々若干ですが利用率は増えておりますので、これからも口座振替は推進していきたいと考えております。なお、近隣都市でコンビ二支払いについて行っている市があるのですが、そういう面は、必要経費の負担増ということが考えられますので、光市については、口座振替を今後も推進していきたいと考えております。

○大田委員

今のところは、コンビ二で光市は、納付はしていないよという答弁だと解釈してよろしいですか。

○宮崎業務課長

そうですね。光市は行っておりません。

○大田委員

そのかわりに口座振替を勧められると。直納と口座振替というのはどういう得が、市民にとっては面倒でないとかいうこともあるかもわからないが、また、口座に入れ忘れがあるかもわかりませんが、このメリット、デメリットを教えてください。

○吉岡料金担当課長

口座振替については、検針の翌月の25日に口座から引き落としさせていただいています。もし、入金不足等で落ちなかった場合については、翌月もう一度再引き落としさせていただいております。

口座振替については、銀行で取扱手数料が 1件につき10円ということで格安になっておりますので、市外から光市に来られた方にも、なるべく皆さんに口座振替をしてくださいということで、お勧めしております。

○大田委員

そして、未納の場合に、市民から、水道が出なくなるとお聞きするのですが、例えば 4月に請求を起こして、どのぐらいで止めることになるのですか。

○吉岡料金担当課長

4月に例えば検針した場合は、5月に普通の請求書が届きます。口座の方は、口座振替で25日に引き落としさせていただいております。その翌月、4月であった場合、6月に督促状をお送りさせていただきます。口座振替の方は、督促状兼再引き落とし通知書というのをお送りさせていただいて、25日に引き落としさせていただいております。それで、入金のない場合、その次の月、7月に停止予告書というのを、これは、口座振替の方で落ちなかった方も、直納で支払いがない方も、入金のない方全てに停止予告書というのをお送りさせていただきます。最終的にそれで入金がない場合に、その次の 8月の初めに、最終通知書をお送りさせていただいて、このままでは今月とまりますよという通知書をお送りさせていただき、その月の20日過ぎごろに給水停止を行っております。

○大田委員

そうすると、検針してから 5カ月で水が出なくなりますよ。5カ月の余裕がありますよということですね。わかりました。

それと、決算書の25ページで周南都市水道水質検査センター負担金が793万8,683円と負担が随分多いように思うのですが、この内訳を、教えてください。

○森下浄水課長

負担金と申しまして、周南都市水道水質検査センターでかかった費用に対して、光市は負担割合として19.17%の負担で費用を持たせていただいて、この金額になっております。

○大田委員

これは、周南都市水道水質検査センター負担金の割合と言いましたが、これは、光市だけではなくて、何市で負担しているわけですか。

○森下浄水課長

周南市、下松市で負担しております。負担割合は、人口割合と検体数、要は、検査する項目の件数の割合で決まっております。

○大田委員

そうなると、周南、下松、光の3市共同でこの水質検査センターというのは運営されていて、今それで割合の19.17%、793万円と、これは光市からも職員も派遣はされているのですか。

○森下浄水課長

1名派遣をしております。水質センターは8名で運営をしております。

○大田委員

光市が1名と、それで、プラス何名かで、下松も、人口が同じぐらいだから1名ということでよろしゅうございますか。

○森下浄水課長

そのとおりでございます。

○大田委員

8名だったら、周南市が6名で、下松が1名、光が1名、それで、共同で周南都市水道水質検査センターというのを運営して、それに対する割合が19.17%で、光市が793万8,000円を負担していると、こういうような解釈でよろしゅうございますか。

○森下浄水課長

そのとおりでございます。

○大田委員

了解しました。

○大樂副委員長

それでは、今の水質検査センターにつきまして、もう少しつけ加えて質問させていただきます。

検体数によって違っておっしゃっておりますが、市によって目的検体数が変わってくるのですか。

○森下浄水課長

24年度の検体数を申し上げます。光市が6検体、下松市が6検体、周南市が32検体となっております。

○大樂副委員長

ということは、取水口の数が多いとか、内容的には一緒で、ただ、検体数が変わったという理解でよろしいでしょうか。

○森下浄水課長

ですから、浄水場を検査しておりますので、その検体数で各地の検体数が変わっていると考えていただければ結構だと思います。

○大樂副委員長

了解しました。センターでの水質検査結果ですか、年間一つでもいいですから、教えてください。

○森下浄水課長

まず、毎月検査として45項目の検査を行っております。また全項目の検査、50項目の検査を年に4回行っております。それと、新たに、農薬の関係を6月、7月、8月、9月で検査をいたしまして、毎月検査のものについては、ホームページに2カ月分報告するようにしております。

先ほど委員さんが申されました結果ですが、異常はないということで報告を受けております。

○大樂副委員長

規格以内ということですね。

それと、終末の、最終的な末端で水をとると思うのです。残留塩素はどうなっているかを教えてください。

○森下浄水課長

毎日、各末端と各系列で検査をしております。法的には0.1以上ということになっておりまして、大体年平均しますと0.3mg/Lという結果が出ております。

○大樂副委員長

ということは、良質な水が末端は流れているということで理解させていただきました。終わります。

○西村委員

ホームページ等も拝見させていただきまして、非常に公開の資料はよくできていると思います。いろいろつき合わせましてわからないことがあるので、若

千お尋ねをしたいと思います。

具体的には、この決算書の21ページの下の方ですが、入札経緯の結果表によると51本、3本ほどは工事でないので公開されていない部分もありますが、21ページのまず重要契約の要旨、工事関係、一番下の2つ、紫外線照射装置用UVランプ取替修理というのがありますが、これは、入札等が行われたか。もう一つ、その下、千坊台ポンプ所ウォーターハンマー防止用空気槽修繕業務、この2件が継承の中に入らないのですが、このところは、入札なのか随契なのか、お尋ねしたいと思います。

○宮崎業務課長

今お尋ねいただきました21ページの紫外線照射装置用UVランプ取替修理、それから、千坊台ポンプ所ウォーターハンマー防止用空気槽修繕業務、これにつきましては、随契でやっております。

○西村委員

それから、下の物品関係2本、公用車、それと、ユニット点字タイル、何かよくわかりませんが、これは、やはり物品なので載っていないのか、それとも随契なのか、お伺いしたいと思います。

○宮崎業務課長

ユニット点字タイルにつきましては、これは、随契でやっております。公用車につきましては、これは、物品でございますが、入札でやっております。

○西村委員

それと、前にさかのぼりまして、これは説明聞いたかもしれませんが、14ページの浄水施設耐震化事業というところで、着水井補強工事に伴う施工監理業務です。これは、入札なのか随契なのかお伺いしたいと思います。

○宮崎業務課長

こちらも随契でやっております。

○西村委員

それから、16ページを見ていただいて、これは、配水管整備工事事業の最後のほうですが、ひかり苑の造成工事に伴う水道管移設工事は、入札か随契かお尋ねします。16ページです。

○田中水道局次長兼工務課長

これは、随契でやっております。

○西村委員

最後に、その下の浄水施設整備事業のソーラー発電式LED街灯設置工事は、入札なのか随契なのかお尋ねします。

○宮崎業務課長

こちらも随契でやっております。

○西村委員

ありがとうございます。入札の内容をきちんと公開していただいておりますので、非常にわかりやすいと思います。決算ですから、細かいことをお尋ねしましたが、今後も、このように公開を進めていただきたいと思います。

それと、私も老眼が入りまして、もう少し字を大きくしてもらおうと非常に助かるのですが、数字がたくさん並んでいて、よく見ると、契約の日だったりとか、着工日だったりとか、竣工日が微妙に1日ずれたりとかして確認しづらい点もありますので、できたら、以後は印刷とデジタルデータで私どもに資料を提供していただいたら、非常に助かると思いますので、これは要望させていただきたいと思います。

○笹井委員

それでは、質問させていただきます。全部で8点ぐらいありますがあらかじめお知らせもしていますので、スムーズな回答をお願いいたします。

まず、熊毛地域の水道送水事業のこの進捗状況と、それから、この周南市の管理区分について、前回の委員会でも、ここはまだ明確に今なっていないというご回答があったかと思いますが、その辺の進捗状況についても教えてください。

○土橋委員長

できれば、決算のところでひとつお願いします。

○笹井委員

失礼しました。決算から行きたいと思います。決算資料の4ページですが、今回当年度純利益が1億2,784万円ですか、昨年比べて大幅に増加しております。この利益の処理は今回どのようになっているのでしょうか。翌年に繰り越すの

でしょうか。過去を見ますと、積立金に回したりした事例もあるかと思いますが、その処理の仕方を教えてください。

○宮崎業務課長

次の議案でお諮りをする予定でございまして、処分のほうをお願いしたいと思っております。次の議案でまた説明をさせていただきたいと思っております。

○笹井委員

わかりました。ありがとうございます。次に決算書の9ページですが、このたび自己資本金が増加をしているかと思っております。去年まで24億円だったのが25億円になっております。自己資本比率というのはどのようになるのでしょうか。そしてまた、これについては、県内の他市のデータなんかも出ていますが、県内の平均と比べてどうでしょうか。

○宮崎業務課長

決算審査意見書の21ページに、これは、監査でつくられた資料でございまして、こちらに載っておりますので、21ページの6番目ですか、自己資本構成比率と同じだろうと思っております。これは、増えていっているということでございまして、24年度は38.2%、23年度は35.8%でございまして。

○笹井委員

わかりました。向上はされていますが、全国平均と比べて少ないようですが、特に資金繰りとかその辺は問題がないのでしょうか。

○宮崎業務課長

この自己資本構成比率でございまして、利益を上げて、借金に依存しない資産造成を行っていけばどんどん上がってくるということですが、光市水道局におきましては、平成12年度から、林浄水場の更新工事や清山配水池等の築造工事など、大きな更新事業や大きな事業をやってございまして、その財源は、借りに依存したということでございまして、他市の状況、全国の事業体が施設更新をどのような状況でやっておられるのかわかりませんが、光市水道局については、施設更新等を計画的にやった結果、借りに依存したということで、県下でも今のところ低いほうです。今後につきましては、純利益等も上がっておりますので、この辺は改善していくと考えております。

○笹井委員

わかりました。では、決算参考資料にまいりたいと思います。

参考資料の 3 ページの一番の下に職員の状況の報告がありまして、この報告では、水道局は42人ということになっております。過去の資料を見ますと、平成20年は36人ということで、年々 2人ずつぐらい増えているような状況でございまして、いろいろ過去に聞きますと、再任用の関係とか退職の関係とかあるということは聞いていますが、これ今42人ですが、これどのような人員計画に基づいてこういう状況になっているのでしょうか。

○宮崎業務課長

定員管理につきましては、集中改革プランの中で公表いたしておりますが、職員は一応36名でやっていきたいと考えております。ただ、これは正職員でございまして、再任用職員や嘱託職員につきましては、業務量にあわせて適正人員に求めていきたいと考えております。

○笹井委員

計画で36人、それに基づいてやっていくということですが、今42人と、それよりも増えているのは、現在こういう状況だから増えていると、そこを教えてください。

○宮崎業務課長

現在の職員構成を申し上げます。職員、正職員でございまして36名、再任用職員 5名、嘱託職員 1名、計42名でございまして。

○土橋委員長

委員から、何でそうなるのかというのを聞きたいということですので、36人以上になっているのはどうしてか。わからないと、その辺をお願いします。

○宮崎業務課長

大変失礼いたしました。先ほども申し上げましたとおり、水道事業も業務量が増えたことは、委員さんもお承知だろうと思います。大和のエリアも増えておりますし、未普及地域の解消も図っております。現在、熊毛の仕事もしております。業務量に見合った適正人員を確保していきたいという中で、国なり県なりに報告しております正職員の数は36名と報告しておりますので、この正職員の数は変えられないと考えております。

ただ、そのほか、再任用等が退職者のほうから幸いにもご希望をいただいた

ことで、これまで水道局で培った技術を持った方が、退職されても働いていただけということがございまして、業務が多くなったものに職員を充てるために再任用を採用したということで、人員が増えたということでございます。

○笹井委員

再任用の方が多いいようなことは理解いたしました。

同じく3ページの、今度手当の欄に、月平均20万9,000円というのがあります。1月当たり。これ過去の資料を見ますと、過去は、平成20年は25万7,000円という数字で、これだんだん少なくなっているのですが、これは何か変更があるのでしょうか。そしてまた、この20万9,000円というこの数字の出し方、何が含まれて、どう計算したらこの数字になるのか、その辺教えてください。

○宮崎業務課長

減少の理由といたしましては、手当の減少がございまして。まず、平成20年度の期末勤勉手当の月額が4.5カ月から3.95カ月に下がった影響、住宅手当の3,300円が3,000円に下がったことによります。また業務手当が4%から3%まで下がった影響で、この手当が下がってきたということでございます。

手当の出し方ですが、監査の資料を見ていただきたいと思います。29ページを見ていただきまして、こちらの上から2段目、手当のところ9,602万1,181円、これは、収益的収支の職員の手当でございまして、その手当から管理者、特別職の手当を引きます。それに、資本的収支職員の手当を足します。そして、42人で割って12カ月に割るということでございます。

○笹井委員

わかりました。この3ページの手当の額については、これは時間外も入っているのでしょうか。そして、時間外の動向もわかりましたら、教えてください。

○宮崎業務課長

時間外は入っております。今私が持っている資料では、浄水場の時間外の経緯は持っているのですが、ほかの職場については持っていません。浄水場だけ申し上げたいと思いますが、浄水場の時間外が、20年度が930万円、トータルでございまして。21年度が950万円、22年度が670万円、23年度が620万円、24年度が640万円でございます。

○笹井委員

トータル金額で言われましてもわかりにくいので、今浄水場の勤務を1人当た

りにするとどれぐらい時間外の金額に、1月なるのでしょうか。

○福島水道局長

詳細の部分については、水道局に来て聞いていただきたいと思います。この場でそこまでやるのかどうなのかというのは、少し疑問に思いますので、幾らでも教えますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○笹井委員

そうですね。余り細かいことを聞いてもいけませんから、あと最後の質問にしますが、答えられたら答えてください。基本給が31万5,000円で、手当が20万9,000円で、この内訳は聞かないとわかりませんが、私はやはり時間外が多いのではないかなという考えを持っています。細かいことはまた聞きますが、この手当の中身とか時間外について、多いとか少ないとか、その辺の比較分析をされているのか、そこら辺の認識はどうか、最後の質問にしたいと思ひます。

○宮崎業務課長

申し上げましたとおり、時間外は、20年度930万円あったものが、現行は640万円まで減っておりまして、それで、なおかつ多いというご指摘をいただいたのだろーと思ひますが、何度もご説明を申し上げておりますとおり、時間外、特に浄水場は3交代でやっておりますので、3交代というのは、2名勤務が原則でございます。1名が休み等を取れば、そこに早出なり、残業という形で入ってまいります。時間外につきましては、大幅に減少したという認識はございますが、それ以上の検討はしておりません。

○笹井委員

あとは細かいことになりますので、今水道局のほうでと言われましたので、そうしたいと思ひます。

○田中水道局次長兼工務課長

この手当に関しましては、期末勤勉手当、そういったものも入っております。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「認定すべきもの」

②議案第89号 平成24年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

【説 明】：宮崎業務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

(小田政策企画部次長入席)

【報 告】 ①県企業局への工業用水の供給について

【説 明】：宮崎業務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○大田委員

この県企業局への工業用水の供給について、別に最初から賛成とか反対という立場ではないのですが、私の疑問に思ったことをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、山口県企業局への工業用水の供給という形での説明がありました。このことについて、実施計画で実施は26年、27年から工事に着手して、32年の4月から供給すると書いてあります。そうすると、この雰囲気ではもう既に決定しているように私は感じているわけです。不成立もあり得るかなということを、まず一つの疑問に思っております。また、議会の同意は、この説明だけでよいのかなというのも思っております。上水道で水利権を得ているのに、工業用水に転用という重大な局面でありますから、今言ったことをお聞きしたいと思ひます。

○小田政策企画部次長

今の事業は決まったのかということではありますが、これは、諸般の報告で市

長が申し上げましたとおり、事業の実施に向けて、いろいろ諸課題を検討してまいるといふことでもあります。その際にも申し上げておりますし、ただ今の説明にもございましたように、まず、現状あります水利権、これ渇水時のための水利権としてあるものであります。これが、今後、水の需要等について活用の方向性がないというのが一つの今の判断であります。

それと、一番大きい部分として出てまいりますのが、これは、ダム建設に当たりまして、13億6,000万円程度、もうこれは光市の負担分ではありますが、光市分ではありますが、これだけの国庫補助を受けて実施をしております。ご存じのとおり、この国庫補助については、補助対象施設の転用を図った場合には、目的外利用したときには返還が生じる可能性がある。そういうことがありまして、事業実施のハードルといたしましては、まず、このあたりの補助金を返還しないで済むというふうなお墨つきを国のほうからいただく必要がございます。その関係のお墨つきの手法の一つとして、地域再生計画を今から提出をし、内閣府及び補助金のもとであります厚生労働省のほうと協議をしまして、今回の地域再生に伴う特段の特例措置というものが適用になれば、次の段階に進むものと考えております。

また、これについては、ほかの手法があれば、国のほうが補助金の返還は不要であると、施設の転用も可能であるという判断がされた時点で、次のステップに行くと。その時点では、また当然ではありますが、議会の皆さんのほうにもご説明を差し上げることになろうと思っております。

○大田委員

今の答弁によりますと、まだ完全に決まっていけないという認識でよろしいですか。

○小田政策企画部次長

市長の意思としては、実施に向けて最善の努力をしたいというように指示を受けております。ただ、先ほど申し上げましたように、補助金というハードルがありますし、議会の皆さん、市民の皆さんのご賛同が必要であるというのはいは申し上げるまでもないと思っております。

○大田委員

今言われたように、毎年中山川ダムに1億数千万円の借金というか、残りのお金を現在市は払っている。それを、今度の上水から工業用水に転換するので、その1億数千万円払わなくてもいいように、国の補助金を頼りにするというふうな解釈でよろしいですか。

○小田政策企画部次長

実際には、市長が申し上げましたとおり、今回の水の卸売供給に応じまして、光市に財源が入ってまいります。

ただ、今言われたように、負債を、今払っているお金を穴埋めするためにと
いうことであれば、国も許可をおろさないと思いますので、そういう考えはな
いというようにご理解いただきたいと思います。

ですから、負債がどうかというよりも、これに関しては、ご存じのように、
議会の議決を得まして、広域水道事業に関しては終結をいたしております。こ
れは、24年の9月議会において、終結に関する最終的な決算報告をいたしてご
同意をいただいております。この関係で、今の起債残高が約8億数千万円ござ
いしましたが、これは、今一般会計に引き受けをするということも含めて処理を
したものでございます。

したがって、今回の事業につきましては、新たな財源の一つとして捉え
ていただくほうがよろしいのかなと思っております。

○大田委員

今の答弁はわかりましたが、その前の答弁のところの負債のことに
関して内閣府の承諾を得るとかいう答弁はわかりにくかったのですが、もう一遍事細か
にお願いします。

○土橋委員長

小田次長。わかるように説明をするように。

○小田政策企画部次長

委員長のご指摘もございましたので、再度説明をさせていただきます。

まず、これ補助金、補助対象施設としてダムが、厚生労働省の補助金、全体
で約29億円であったと思いますが、これをいただいてダムを建設いたして
おります。これの当初の目的は、ダムの取水を目的にしたものでござい
ます。その後の経緯を申し上げますと、ご存じのとおり、実際の取水、
ダムの水を活用するほどの今後の水需要がないというようなことから、
最終的な構成市の3市とも、事業を一度中断して、それぞれの市町村
において、当初共同で事業をやる予定だったのが、分割をして、水利
権はそのまま各市が保有を今いたして
おります。その保有の条件が、光市の場合は、渇水時の代用水源、上
水の代用水源というような形でオーケーをいただいております。これが、
補助金の使用目的に当たります。

今回は、その使用目的を変更しようとする大きなハードルがござい
ます。先

般の知事の記者会見においても、こうしたものが、全国的にも非常に珍しいレアケースであると。一定の国の理解も得られるということの方向性になったということで話をされておったと聞いております。

このための手法の一つとして、当初、光市分であれば、正確に申し上げますと13億6,060万円の厚生労働省の水源開発費国庫補助金、これが当たっておりますので、この上水に使うための補助金としてもらってきたものを転用するに際して、転用して活用してもいいですよという厚生労働省側の了解が要ることになります。その了解を得るための目的が、金儲けと、言い方は語弊がありますのであれですが、そういうものではなくて、やはり、山口県全体の産業の再生、また、光市民の福祉向上につながるためということで、今から国等と協議をしていきたいという側面でありますということでご理解いただきたいというご説明でございます。先ほど大変、はしょって説明しまして、申しわけございません。

○大田委員

それはわかるのです。そのあとの金額のことにに関して、いろいろ内閣府の了解を得ないといけないとか、国からの了解を得ないといけないというのがわからないのです。

○小田政策企画部次長

ですから、これは、また後ほど詳しくご説明差し上げても結構でございますが、基本的には、国の補助金、簡単に申し上げますと、親から小遣いもろうちよると。そういう状況の中で、あなた、車を買いなさいというお金をもろうちよるのに、ほかのものを買うのに充てると、補助金を、金を返せと国から言われるわけです。それは、お金を返さないでいい手法でないと、13億円国に返した上で事業は実施できないと。そこの了承が、国から了承が得られない限りにおいては、補助金を返還する義務が生じてきますよという手続上の問題であります。

○大田委員

そのところは、私わかるのです。そのあとの細かいことを言われたのがわからなかったので、要するに転換するための許可が、了解が要するのはわかります。そのほかに、これまで中山川ダムは取水の実績がないと言われておられるのです。近年は、集中豪雨とか異常干ばつとか、想定外のことばかり起きています。そのことも一応考えられて、このように了解を市としては、水道局はされたのだらうと思うのですが、それに対して、今、島田川では、1日どの

ぐらいの流量で、どのぐらい減ったらそれが供給できなくなるとかいうのを計算しておられますか。

○宮崎業務課長

委員さん、やはり渇水期の予備水源を工業用水に転用するというので、その辺がご心配なのだろうと思います。ご存じのとおり、島田川というのは渇水に強いというのはもうご認識いただいているのだろうと思います。ダムができる前も、ほとんど渇水というものを経験していない。当然、市民に給水に影響するようなことも記憶に余りないところでございます。さらに、平成8年に、中山川ダムをつくることによりまして、今まで川をつたって海に流していた水が、現行の既得水利権、島田川の水を利用されておられる皆さんのために、蓄えられることによりまして、さらに渇水に強い水源になったとご理解をさせていただいたと思います。

今、委員さん言われましたように、どれぐらい水が流れているのかということですが、先月、記憶に新しいところで、雨が少なかったというのはご記憶いただいているところだろうと思います。8月1日から22日の間におきまして1ミリしか降っておりません。そこで、水道局としても、渇水の心配をいたしまして、調査をいたしております。その結果、島田川の流量は8月1日で約30トン流れておりまして、これは、このたび取水しようとしておりますのは、製鉄の堰のところに水位計がございまして、そこではかっているわけでございますが、そこで必要な水量というのは約16万トンでございますので、その倍ぐらいの水が確保できていたと。22日、1mmしか降ってない状況においてどうなったのかということでございますが、22日のそこに流れる流量は約27万トンでございますが、3万トンは減っておりますが、1mmしか降らない状況の中で3万トンの減少なのだ。

これは、どのように維持されたのかと、私としては、中山川ダムの水を、ためた水を放流して維持したのだろうかと考えておったわけですが、中山川ダムの水位を確認したところ、1日から22日の水位は26cm、98mの深さがあるのですが、26cmしか下がっていなかったということで、中山川ダムの水を放流して維持していたのではなくて、もともと渇水に強いということで、20日間ぐらい降らないような状況でもほとんど水が減らない。まだまだ20日、1カ月、2カ月たってきて、必要水量が不足になってきたときに、初めて中山川ダムに貯水しております利水部分460万トンを利用することとなるのかなと思っております。

○大田委員

そのところは、一応了解いたしました。

水価、工業用水として単価がまだ全然示されておりませんが、決まっているのは1万4,100m³ですか、日量1万4,100m³ですか、県の企業局に供給するということだけだと私は思っているのです。それで、1万4,100m³だけで、県の企業局に売りますよと、白紙委任を要するに県の企業局はしてくださいということと考えてよろしいのですか。それとも、何か思いがありますか。

○小田政策企画部次長

これにつきましても、市長並びに宮崎課長のほうで若干触れたとおりでございますが、今後、水価に関しては協議をしていくということでございます。決して、全ての関係について白紙委任は一切ございません。

○大田委員

了解しました。工事も事業で、26年で設計行って、27年で工事着手するのですが、工事のルートで多分、林浄水場の付近から向こうに送るようになるのだらうと。下林の取水施設で取って送ると書いてあるのですが、これで、光市水道事業関係者というか、業者の方に発注ができるのかどうかお知らせ願いたいと思うのですが。

○田中水道局次長兼工務課長

これは、企業局の工事でありますので、企業局で水道工事をされます。ただ、今の下林の施設内の一部に関しては、水道局で発注します。企業局側のことに関しては、これは企業局の工事ですから、光市としては関与しないということになります。

○大田委員

せっかく光市の権利のある水を周南市に送水するので、光市から、企業局にぜひとも要望してほしいと思うのです。よろしくお願ひしたいと思うのですが。

○小田政策企画部次長

今、市内企業等々にということがございましたが、先ほど次長が申し上げましたとおり、実際には企業局の事業となりますので、企業局のほうで発注等々の手続を、県の契約の関係の規則等々に基づいて実施をされることとなります。ただ、光市といたしましては、地元産品とか、あるいは地元の企業、発注等々も含めて、可能な限りご配慮をいただきたいということは既に申し上げておりますが、最終的には、県の規定に基づき実施されるものと理解しております。

○大田委員

せっかく光市に新しく生まれた財源であるので、市長は、福祉の向上のためにと言われておられましたが、私としましては、市民のためにこれと思われるような使い方をしてほしいと思っております。

○田中委員

1点だけお聞きしたいと思います。具体的な価格などについては、現在協議中、これから協議ということですが、基本的な考えと、光市の考えについてお聞きしたいと思いますのですが、この供給水量が1万4,100m³あるとのことですが、この料金に関しては3つほど考えがあるのかなと僕は思っております、一つは、供給した使用水量分だけを買っていただくという方法と、現在の水道料金のように、基本料を設定して、それにオーバーしていったものには加算して売っていくという方法と、あと3つの全量、この部分全部利権を固定として売っていくというスタイルがあると思うのですが、これに関してはどのようにお考えかお聞かせください。

○小田政策企画部次長

この売価等々、あるいは売却の方式等については、一番基本となる事項であり、今後の協議事項であります。ただ、この水に関しましては、若干お尋ねとは違うところになりますが、水利権は光市が保有したままであるということは、そういう考えで行っていかうというように考えております。内容等々の協議については、現状ではお答えは差し控えさせていただきます。

○田中委員

工業用水についてですが、長期で考えたときは、周南地域の企業の動向とか、周南地域で雨の降った量によって、将来的には左右される可能性もあるので、できる限り、光市にとって固定的に収入になるような条件で結んでいただけたらと思いますので、それを要望してお願いします。

○土橋委員長

要望ですか。

○田中委員

いえ、お願いします。

○小田政策企画部次長

基本的には確定量でまいりたいというように考えております。上下しないという方法で。これが、通常の工水の契約形態であります。これが基本になろうかなというように考えます。

○田中委員

了解しました。よろしく願いいたします。

○畠堀委員

初歩的なことになるのですが、水利権は光市がそのまま持つということなので、いろいろな想定外の危機管理という意味では、何かあったときには、やはり光市として、また渇水用として使えるということが行えるような契約が進まれるのではないかと思うのですが、その辺の確認と、それから、もう一点は、供給水量のことですが、残余として1,100m³余ったような水量設定になっているのですが、設定の根拠というのはいくつかあるのですか。

○小田政策企画部次長

まず、2点お尋ねをいただきましたが、これは、今後のまさに協議事項となろうと思いますが、なかなか難しい面があろうかなと、こちらの自由にというものは。例えば、簡単な考え方でいいますと、責任水量で買い取っていただく場合には、使っても使わなくても買い取りをするという条件になれば、うちとすれば定期的にお金が入ってくると。ただ、いざというときに、使わないのだったら要りませんよということであれば、うちの自由にもなるかもしれませんが、事業をやった結果、いっそ買うてくれなかったということも生じるというようにご理解いただきたいと思います。

それと、7%の減が生じるということですが、これは、工業用水法の規定で、一応水利権から7%部分は除いて供給するというのが基本になっております。

(小田政策企画部次長退席)

○笹井委員

では、熊毛地域への送水のことについて3点ほどお聞きします。今の進捗状況、そして、周南市との管理区分についての状況、そして、熊毛地域水道水を売却することですが、この予定の利益というのはいくぐらいになるのでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

今、3点質問がありました。1点と2点に関しましては、私のほうで回答させていただきたいと思います。まず、この事業に関しましては、2市の取り組みということで、なかなか県の河川課、そういったものが、取水口の変更等はこれ全国的にまれだということで、県の担当者も、これは、国の中国整備局ですか、そういったところに合議をとってみないとなかなかここでは結論が出ないということがありまして、それが若干遅れたということで、県の認可が遅れた。そのことによって、この事業は若干遅れ気味ですが、平成27年4月の供用開始に向けては、一生懸命取り組んでいると。それから、ポンプ場、電気計装、そうした建物のことに関しましては、それをコンサルのほうに委託を出すわけですが、その辺の予算措置も、周南市はなかなか取れなかったということで、これもずれ込みました。また送水管に関しましては、これは、今年度終了時点で約68%の進捗状況ということでございます。それから、管理区分に関しましては、いろいろこれ問題があるのですよね。修理の問題とか、残塩の維持管理とか、そういったもろもろに関しましては、今から再度詳細にわたって協議をするという形でございます。

○宮崎業務課長

3番目の売却利益がどれぐらいあるのかということでございますが、今次長がご説明申し上げましたとおり、両市で決まっておりますのは、熊毛の水利権を使って、うちの施設を使って、うちが第三者委託を受けて送水すると、取水、浄水送水をするところまでは今決まっておりますが、中身です。どのような業務をするのかということがまだ決まっていないということで、業務内容と供給単価というのは一体になるものでございます。業務内容が決まって、その経費を弾いて、経費から単価を弾き出すということになりますので、業務内容が決まらない限り、この単価というものが決まることが進んでいかないという状況でございます。

○笹井委員

状況はわかりました。ただ、これ前の議会の繰り返しになりますが、やはりその事業をやるに当たって、例えば金額が少なくて、やってみたら、何か持ち出しが増えたとかいうことになってはいかんのかなと思いますし、周南との管理区分でも、やはりお互いの管理区分を明確にして協定をしてから事業に取り組むのが、それが、今後の光市の負担を明確にする意味において必要なと私は考えているわけですが、現状まだその辺、中身的なものは詰めているという、現在そういう進捗状況であることはわかりましたので、今後とも見守っていき

たいと思います。

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 9 月 20 日（金）

11：40～12：22

13：23～15：10

第 1 委員会室

2 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第 2 号 平成 24 年度光市病院事業決算について

【説 明】：守田病院事業管理者 ～ 別紙説明書のとおり

【説 明】：西村病院局経営企画課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○畠堀委員

決算のご説明ありがとうございました。大変厳しい中での黒字化ということで、担当者の皆さんの取り組みというのがすごいものだなと思っております。

その中で、計数的なことと人的なこととで 1点、お伺いしたいと思えます。計数的な面につきましては、7ページにございます固定資産の除却費ですが、光総合病院につきましては、かなり大きな除却がなされておりますが、先ほどの説明の中でいろいろな機材の購入というような説明もありましたが、その除却の内容についてお伺いできればというのが1点でございます。

それから、あと人員面ですが、こちらにつきましては、常勤医師の補充について13ページで記載いただいております。大変厳しい中での医師の補充ということでご努力いただいているということがわかるわけですが、今の病院事業のいろいろなプランなり、改革進められておりますが、そういった現状におきましての光総合病院と大和総合病院で、当局として必要とされている医師の人数といえますか、非常勤と常勤がありますので、言いあらわしにくいところあるかもしれませんが、どちらか換算いただいでわかるようであれば、今の病院事業を進めていく上で、必要としている医師の数について教えていただけたらと

思います。

それから、もう一点は、先ほどのご説明の中で、看護職等のパートか臨時かというご説明がありましたが、今から先の事業を続けていく中で、正職員の方と、そういった正職員以外の方の採用というのはどのように考えておられるか、割合で考えていくのか、こういったときに臨時、パートの方を活用されようとしているのか、そのあたりの考え方についてお伺いできればと思います。

○田村光総合病院業務課長

それでは、光総合病院の資産減耗費、固定資産の除却費についての質問にお答えいたします。

除却費の主なものとしましては、主に資産購入を行ったもので更新を行ったものの除却を行っております。大きなものとしましては、アンギオグラフィシステム、血液の造影を行う検査の機械ですが、それを更新行いまして535万円の除却費がございます。そのほか、あと20点ぐらいは除却を行っております。

○田村光総合病院事務部長

常勤医師の話を上申しますと、光総合病院の運営している関係上で、今の210床という病床数に対しての医師の必要数を考えているのが26名と考えています。常勤、非常勤、その換算したときに26名と考えています。それで、210床の入院患者数で運営していけると考えています。

○小田大和総合病院業務課長

大和総合病院でも、固定資産除却費につきましては、新しく購入した機器、または新しく購入しないまでも、もう更新時期が過ぎて使えないような機器の除却を行っております。

何を除却したのかというのは、済みません、今手元に資料がございませんので、説明ができません。申しわけございません。

それから、医師の人数につきましては、大和総合病院は常勤の医師が現在で10名となっております。何人必要かということですが、大和総合病院で、この科が何人、この科が何人というのをはっきり決めている状況ではございませんが、現在、整形外科が常勤の医師がおりません。整形外科につきましては、入院治療も行いたいと考えておりますので、常勤医師につきましては、整形外科医師、それから、療養病棟も1名、本年度退職をしておりますので、もう1名程度採用したいと思っております。

それから、非常勤につきましては、現在、外来診療が行われておりません眼科、それから、泌尿器科、このあたりの医師が必要ではないかと思っております。

す。

それから、看護師の正職員、臨時の考え方でございますが、基本的には、病棟の看護師については正職員で採用することとしております。一方、外来の看護師につきましては、臨時職員及びパート職員で採用して診療に当たらせるという方針にしております。

○田村光総合病院事務部長

申しわけございません。光総合病院の看護師につきましても、基本的に病棟は正職でいかせていただきたいと思ひまして、外来に関しても、キーになる看護師は常勤であつて、例えば午前中だけ必要とかいう場合には、臨時、パートという採用にしたいと考えています。

○畠堀委員

ご説明ありがとうございました。まず、最初に、固定資産の除却費ですが、金額の大きいものということで、血液造影のほう、今ご紹介いただきましたが、これについては、老朽化ですか、それとも、機能的に新しい機能が必要だということでの切りかえになるのでしょうか。そのあたりの考え方をお聞かせください。

○田村光総合病院業務課長

平成24年度ですが、使用している状況の中の耐用年数も過ぎておりましたが、故障の回数が増えまして、もう修理不能ということで更新を行ったものでございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。償却も多分済んでいたのかと思ひましたが、かなり金額が大きかったので、内容についてご確認をさせていただきました。

それから、あと医師の確保については、大変厳しい中での取り組みを進めていただいているということですが、それぞれ常勤の方と非常勤の方を組み合わせ、まだ若干足りないところもあるようですが、市民の大変熱いニーズもありますので、引き続きの確保に向けてのご努力をあわせてお願いしておきたいと思ひます。

それから、正職員の考え方ですが、これについてもご説明いただきましたので、よく理解することができましたが、どうしても、コアになるところについては、病棟、それから、外来それぞれ正職員の方が中心になってやるというのが普通の考えだろうと思ひますし、それぞれの病院の技術の継承ということも

考えますと、やはり、そういった部分も大事なのではないかと思いますので、その他についても、引き続きのご配慮をお願いしておきたいと思えます。

○大田委員

光総合病院は入院患者が176人年間で増えて、外来が3,981人減っているわけです。それに伴って、検査費が約36万円増えているわけです、受託検査利用収益のそのこのところ説明をお願いします。

○田村光総合病院業務課長

患者数と受託検査の関係でございしますが、受託検査の場合は、周りの近隣の病院から、検査だけ、X線の検査とか、機械を持っておられない診療所とかの検査をお受けするとか、血液の検査とかをお受けする場合がございます。その検査料が、受託検査の収益になります。それは、患者数には反映しておりません。

○大田委員

了解しました。管理部長お聞きするのですが、光総合病院と大和総合病院は一つの病院ですか。

○田村病院局管理部長

一つの病院という意味が私わかりかねますが、あくまでもそれぞれの病院長がおりますので、それぞれ別々の病院でございます。

○大田委員

そしたら、光総合病院、大和総合病院それぞれ別の病院として認識しておられるということですか。

○田村病院局管理部長

先ほど申しましたように、それぞれ開設者は光市、光市長が開設でございしますが、それぞれの病院の管理者は病院長ということになりますから、これは、診療報酬上も、届け上もそういうことで、それぞれの病院が届け出をしております。

○大田委員

なぜそう言ったかという、大和総合病院の内科の医師が、光総合病院に移っているわけです。前は、光と大和は一つの病院とかいいながら光に移って、

これは、一つの病院だろうと私ら思っていたら、これは、医局の配置よと、そういうように答弁されるわけです。私は感じているのは、今まで一つの病院と言われていたから、そのところはどうかかなと思ってお聞きしているわけです。

○守田病院事業管理者

医師の人事に関しましては、大学から派遣された医師に関しては、大学の人事でやっておりまして、それを各病院の院長あるいは管理者である私が、あっちいけこっちいけということは不可能な状態になっております。

○大田委員

いつも答弁同じです。その他でまたあと聞きます。

○大樂副委員長

それでは、1件ほど聞かせてください。平成24年度の決算のことですが、先日ですか、一般質問において、大和総合病院の整形外科で9時半に打ち切るといった例が紹介されました。これは25年度になるのですが、平成24年度にそういった事態があったかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○小田大和総合病院業務課長

24年度にも、整形外科の外来につきまして、診療受付時間を変更したように記憶をしております。

○大樂副委員長

ということになりますと、今1,700万円プラスが出たという先ほど決算報告でありましたが、この認定を受けるにつきまして、もう少しプラスが起こったのではないかという、素人ですが、こういう考えもならんことのないと思うのです。そういうことは、そのことはないよと答弁できますか。

○小田大和総合病院業務課長

整形外科につきまして、その受付時間を変更したということで、整形外科の収益が若干下がったということは、少しはあったと思われれます。

○大樂副委員長

とおっしゃるということは、やはり何か考えることをされませんでしたか。患者さんをもう少し光で見てもらうとか、トータル的に一つの病院ではないと

か答弁がございましたが、光市がその利益を享受できるというようなことは考えになかったのでしょうか。せっかく患者さんがおられるのですから、患者さんというたらお客さんみたいなものですから、それを追い返すという言い方は非常に語弊がありますが、受けさせなかったということは、経営努力といえますか、そういったところに、へんな言い方になりますが、経営努力が足らなかったと。もう少し行くのではなかったかということで、少し認定をしがたいと思うのです。

○岩本大和総合病院医事課長兼医療情報管理室長

今委員がおっしゃる努力をしなかったのかということですが、今シャトルバスが出ておりまして、結構患者さんには、大和総合病院では待ち時間が長くなりますので、光のほうを勧めることは多々ございました。多々あったのですが、患者さんが納得されない、ここでないと受けないとかという方で、また、行ってもらった患者さんも、安定した時期になると戻ってこられるという形で、おっしゃられるような努力をしていないということは決してございません。

24年度の受付時間の変更につきましては、10時半までの受付時間を、午後の診療の関係で10時にしてもらったのが、二、三度、24年度はあったように思います。

○大楽副委員長

努力はされているということですね。それは認めさせていただきます。それと、認定する、しないは言いましたが、この努力がされているということで、認定は、私個人はします。

○西村委員

済みません。それでは、若干の質疑をさせていただきたいと思います。

病院決算は、数字的には非常に改善をされてきて、先行きも明るくて結構かと思いますが、ホームページを拝見いたしましたところ、大和、光総合ともに、入札の結果の公表をされております。以前から、どの所管、どの出先にもお願いをしていますが、情報は公開をできるものは公開をしてくださいということで、特に、入札の結果を公表するということは、そんなに難しいことではありませんので、本庁の例に従って、入札経緯及び入札結果表、これ見ていただければ、その内容は一目瞭然と。

実は、前の水道局も、入札結果、全部ホームページからダウンロードして決算の結果と照らし合わせて、抜けている部分は入札なのか、それとも、随契なのかということで1件1件お尋ねをいたしました。お尋ねをすることで、決算

の内容がより把握できるということになっております。

光総合のほうを拝見しましたら、若干入札の結果が出ていますが、大和総合のほうを拝見すると、24年は1件も入札をしてないという結果になっています。この点について、入札の結果がないということは入札がなかったということでよいのかどうかまず確認をしたいと思います。

○小田大和総合病院業務課長

入札の件についてでございますが、参考資料の25ページを見ていただいたと思います。こちらに医療器械器具備品購入費という欄に、24年度に大和総合病院で購入した医療機器が上がっております。それで、一般競争入札を行ってくださいという金額的なものが80万円以上ということになっております。この中で、80万円以上の医療機器につきましては、上部消化管汎用スコープ、一番上です。それから、4段目の炭酸ガスレーザー、その次、血液ガス分析装置、それから、セントラルモニタ、以上4点が該当すると思われま。

当院につきましては、機能分化を行っていくという中で、なるべく経営状況もずっと赤字の状況が続いておまして、なるべく新しい機器は購入しないようにして、修理等を行いながら機器を使っている状況がございます。それから、高額医療機器の500万円以上、1,000万円以上の医療機器については、極力購入しないというような方針でずっと来ております。

今回、24年度につきましては、4点ほど80万円以上のものを購入しているわけでございますが、実際、一般競争入札で購入をしておりません。随意契約で購入しております。

医療機器につきましては、患者さんの生命にかかわる機器ということで、医師及び看護師、技術部門の技師さんの要望を極力を聞いて、要望に沿った医療機器を購入することにしております。なかなか金額だけで購入というのが難しいという状況が以前からあります。随意契約で行っているのですが、最近、いろいろ一般競争入札で極力購入しなさいという要望も来ておりますので、それに沿った形でできるところからやっていきたいとは考えております。

保守契約等についても、競争入札に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、その状況でいきたいと思っております。

○西村委員

説明はわかりましたが、私が聞いているのは、入札はなかったということです。だから、全部随契だったということで。例えば、それでは細かく聞きますが、修繕費、これ23ページ、修繕費あります。これで、建物設備の修繕費というように理解できますが、685万円、これ1本で685万円も修繕をしたわけでは

ないのでしょうが、これは、入札に係るような修繕があったのかなかったのかお尋ねしてもよろしいですか。

○小田大和総合病院業務課長

済みません。今、建物設備について、1件 1件どういう修繕を行ったかという資料がありませんので、お答えができません。

○西村委員

突然の質問で、細かいところを聞くのも何だと思うのですが、私が言いたいのは、平素、ホームページで、また入札状況を少しでも努力して、光総合なんかは、今公開していると。公開の仕方にも少し注文はあるのです。本庁の入札書を見ていただいたら、例えば、競争入札の方式なんかというのが書いてあるのです。ところが、病院は書いてないのです。そうすると、一般競争入札をしたのか、指名競争入札をしたのかというのがわからない。ということは、尋ね方もそれぞれ変わってくるということで、そこは研究してほしいのです。

できるものから入札をかけていただきたいですし、人員の問題で、人員が足りないのであれば、人員を少し増やしてでも、そういう努力をしていただければ、私たちも平素はホームページで結果を見ますので、結果を見たら、この決算書と照らし合わせて、この附属資料なんかはよくできていますから、そういうものに、また追加をして、記載をしていってください。

というのは、これ数字の結果は出ていますが、どなたというのは出てないのです。今、聞いたように、建物設備のトータルの数字は出ていますが、じゃあ何件というのがわからないので、そういうことをわかるようにしていただきたいと思います。

細かな点は、また所管に行ってお尋ねをするということにしたいと思います。が、ぜひそういう努力を、病院局のほうでもしていただきたいと思います。

それで、もう一点、要望をさせていただきたいと思いますが、どこの所管にもお願いしているのですが、できたら、数字ですから、デジタルのデータでいただけるような努力をしていただきたいと思います。紙ベースでよくわかる部分もありますし、それから、数字の確認をしたいよというところは、デジタルデータでしたいとも思いますので、そういうのは担当課でよく検討していただきたいと思います。以上、要望です。質問終わります。

○土橋委員長

西村委員にお聞きしますが、調べさせなくてもいいですか。

○西村委員

後ほど担当所管に行って、細かいところはお尋ねをさせていただきたいと存じます。

○大樂副委員長

今の決算参考資料の24ページですが、今回の透析室の増築に絡んでのことだと思っておりますが、医療用器械器具備品購入費の10行目の個人用逆浸透水装置を購入されております。これは、過去は多分ボトルぐらいを買っておられて、その透析に使っておられたと思うのですが、この費用効果というのですか、どのぐらい効果があったか、23年から24年です。そのあたりをお聞かせください。

○田村光総合病院業務課長

個人用の逆浸透水装置でございますが、透析を行う際に、普段は透析室で行いますが、これは、透析室以外で行うための純粋な水をつくる装置でございます。病棟とかで行う場合があるかもしれないということで購入をしております。

○大樂副委員長

今まではどういうやり方がされておったのですか。

○田村光総合病院業務課長

今までのことが把握できておりませんが、感染患者さんが透析を受けておられる患者さんで発生した場合に、同じ部屋で行うことが感染の関係から危惧されますので、そういう感染の患者さんが発生した場合に使用するという目的で購入しております。

○大樂副委員長

今まで、この水をどんな方法で供給されておったかということで、多分精製水とかボトルがあったのではなかったかなと思うのです。それで、この器具買われたのではないかな。これ推察です。だから今まで水はどんな水を使っておったかという質問です。

○田村光総合病院業務課長

新規で要望が出た機械でございます。

○大樂副委員長

了解しました。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「認定すべきもの」

②認定第 3 号 平成 24 年度光市介護老人保健施設事業決算について

【説 明】：高山介護老人保健施設事務長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

介護老人施設で、8ページのところをお聞きしたいのですが、経営状況で、まず、通所は今回増加して19.8人ということです。ほかの資料を見ますと、通所の定員は30人ということでやっておられるかと思うのですが、この通所に対して、通所を担当するスタッフは、その30人に対して人員を確保されているのか。それとも、今19.8人だから、現在の利用状況に応じてスタッフを配置されているのか、それはどちらなのでしょう。

○高山介護老人保健施設事務長

通所職員の数でございますが、現在 5名配置しております。介護報酬の基準では、3名で一応基準はクリアしているのですが、急な休みとかございましたときに、対応できないということで、一応 5名を配置しております。それで、一時減らすことも考えたのですが、利用者を増やすというのに職員を減らすというのは、マイナスの考え方になるのではないかなと思ひまして、今も5名の配置としております。

○笹井委員

考えはわかりました。入所のほうが今68.9人でして、これは定数が今70人です。だから、68.9人というと、基本的には入れかわりもあってほぼ満室状態だと思ふのです。そうすると、私疑問に思ふのが、入所がほぼ満室であると大変いい状況で、通所も、30人に対して19.8人でそんなに悪い数字ではないということになると、それでどうしてトータルで740万円の純損失が発生する。それは、今年だけ何か特別な支出の理由があるのでしょうか。それとも、もう構造的に幾ら満室になってもこれだけ赤字が出るものなのでしょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

平成24年度は、23年度まで、市のほうから企業債償還利息分として繰り入れをいただいております。しかし、24年度に関しましては、繰り入れがゼロということで、まずこれが一番の大きな原因と考えております。今までは、繰り入れをいただいておりますので、黒字が出ていたというのが現状でございます。

○笹井委員

その理由はわかりました。老人保健施設の営業で見て、老人保健施設というのは、市が運営してフルであっても、結局単純収支でとんとんがぎりぎり、とても償却まで返せるような施設ではないのか。それとも、そうはいつでも、民間の老人保健施設は、当然運営して、過去の建設の借金も払っておって、民間というのはそういうものだと思うのですが、大体、満室だとこれがこのままずっと、収支とんとんの状態が続くと思われませんか、それとも、まだまだどこか改善の余地があるのでしょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

現状の職員の配置で見ますと、やはり将来的には職員の給料が上がってまいりますので、介護報酬の特段の引き上げとかない限り非常に厳しい状況であるというのは、今痛切に感じております。そういうお答えでよろしいですか。

○笹井委員

わかりました。去年まで繰り入れて黒字と、今回も赤字が出ていますが、そういう条件もあって、頑張っておられることはわかります。また、老人保健施設の運営が、じゃあほかの施設と比べてどうなのかというところに関しては、私も今手元に資料もございませんし、勉強していませんので、また、勉強して改めて質問します。

○大樂副委員長

今の関連ですが、給与の中で、理学療法士さんの給料が329万2,500円と入っております。この方は2名ということですか。後ろのページで定員の数2名とありましたので、この半分が年間の収入になって、あとプラスして手当がもう一つありますか。そういう考えでよろしいのでしょうか。

○高山介護老人保健施設事務長

理学療法士につきましては、平成24年度までは1名育児休業で休職中ござ

いましたので給料は支払っておりません。この300何万円というのは 1名に対する給料でございます。今年度から一応復職しまして、今は 2名体制でやっております。

○大楽副委員長

わかりました。先ほど臨時のところでしたか、作業療法士の数が言われておりました。もう一回何人か教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

作業療法士につきましては、24年度末は 1名でございましたが、現時点では、7月末に退職しまして、臨時につきましてはゼロです。

○大楽副委員長

それでは、脚以外の、言語は違いますが、そういった療養については今ないということですか。

○高山介護老人保健施設事務長

今おります療法士は理学療法士 2名でございます。

○大楽副委員長

ということは、手とか足とかの療養は今ないのでですね。理学療法士と作業療法士、分担しているのではなかったですか。理学療法士が全部やっていらっしゃるのですか。

○高山介護老人保健施設事務長

特に、これが作業療法士の業務だ、理学療法士の業務だというのはすみ分けをしておりませんので、両方の療法士が協力して、利用者のリハビリを行っているというのが現状です。

○大楽副委員長

私が間違っていたかもわかりませんが、療法士さんによって部位が変わることになっていると思いました。いいです、これは私、深く研究しておりませんから。

○西村委員

15ページに費用の中に委託料が5,600万円ほどございますが、大体内訳を教え

ていただくと助かります。

○高山介護老人保健施設事務長

委託料でございますが、大きなものは、給食業務が、平成24年度が3,964万1,000円、それから、清掃業務596万5,000円、介護業務402万6,000円、通所リハビリ送迎業務が107万円、大きなものは以上でございます。

○西村委員

これは、もちろん金額的には入札をする必要があるものもあると思いますが、一応今のところは随意契約ですか。

○高山介護老人保健施設事務長

給食業務につきましては、プロポーザル方式ということで3年契約です。あともう一年残っておりますが、ほかの契約につきましては、随意契約でございます。

○西村委員

それと、もう少し細かいことをお伺いしますが、委託料の上に賃料880万円ございますが、内訳を教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

これも大きな金額だけをお答えいたします。
寝具で239万1,000円、タオルほか小物の賃借料で297万3,000円、それから、コンピューターの更新をしましたので230万8,000円、これが大きなものでございます。

○西村委員

入札と随契の様子を教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

済みません。これ全部随契でございます。

○西村委員

それから、その2段上、修繕費386万円、これの内訳を教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

建物にかかわるものが239万3,000円、機械、備品等にかかわるものが147万4,000円、手元に今ある資料では以上でございます。

○西村委員

ここで1回要望しておきたいのですが、病院局にも附属資料で、できるだけ詳細なものがついておりますので、それにならって、内容を細かく掲載を以後の決算からはお願いをしたいと思います。

それで、17ページですが、実は、ホームページに開示された入札は、これも3件ございまして、厨房機器、それから、浴室車椅子入浴装置、それから、冷温配膳車、それから、オゾン除菌・脱臭装置というこの3件が公開されています。合計金額636万円に消費税抜きでなると思うのですが、この17ページの備品購入の中には、備考欄にガス給湯器というのが載ってございますが、残りの金額はこのガス給湯器ということによろしゅうございますか。

○高山介護老人保健施設事務長

そのとおりでございます。

○西村委員

ありがとうございます。よく理解できました。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

【質 疑】

○笹井委員

それでは、退職給与引当金の計上と今後の対応についてお聞きします。

今回監査委員から出てきております意見書の2枚ぐらいいめくってもらったところに決算の意見審査書がありまして、その中の審査の結果に退職給与引当金の計上額が基準額に達していないと、また大和病院については計上されていないという監査委員の指摘がありました。これは現在そうなっておりますからそ

うですが、あわせて地方公営企業制度の改正により平成26年度から計上が義務化されるのであるという指摘でございます。これについて病院局としてどのように対応されるのかお聞かせください。

○西村病院局経営企画課長

今ご質問いただきました退職給与引当金でございますが、現行の制度では計上は任意でございまして、義務づけはされておられません。委員からご紹介ありましたように、平成26年の予算決算から退職給与金の引き当てが義務づけられることとなっております。

この計上の方法でございますが、年度末に全職員が自己都合で退職した場合、それを想定した所要額を見積るといふこととされております。24年度末でこれ試算をしてみましたところ、光総合病院では約9億3,000万円、大和病院については約10億8,000万円が試算した結果でございました。

それで平成26年度の予算決算での対応ということでございますが、総務省の説明では、正確な期間損益計算と財政状態の適正な表示の観点から、これまでに発生した事象に起因する引当金の計上不足額、これは一括して特別損失に計上することが原則と説明されております。ただ経過措置がございまして、平均残余勤務年数の範囲内で分割して費用を計上することも認められております。病院局といたしましては、平成26年度の予算決算に一括計上して、後年度の収支に影響が出ないようにしたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。対応はわかりました。今聞いて疑問に思ったのですが、光が9億円で大和が10億円と、大和のほうが退職金の引き当てが多いというのですが、これは何でこうなるのですか。

○西村病院局経営企画課長

おそらく年齢層っていいですか、50歳以上の職員の数が光より大和のほうが多いからではないかと思えます。

○笹井委員

わかりました。次の質問です。今回の一般質問において、私なりに疑問のやりとりがあったので、聞かさせていただきますが、光総合病院と大和総合病院から管理者、管理部へ報告が上がってなかったというのが、今回同僚委員の質問でありましたが、報告を上げるかどうかについては何か基準があるのでしょうか。どのようなものを管理部、管理者へ報告する、あるいはしないという、

そういう基準、判断というのはあるのでしょうか。

○西村病院局経営企画課長

病院局における、いわゆるその各病院からの報告検討事項でございますが、毎月経営会議というのを開催しております、その中で行っております。会議のメンバーでございますが、事業管理者を初め両病院の院長及び事務部長、それから管理部長で構成しております。会議の内容でございますが、毎月の経営状況に関する事、それから医師の異動や職員等のいわゆる人事ですね、そういった人事に関する事、それから運営上の課題、例えば電子カルテでありますとか、院外処方でありますとか、そういった各病院の運営上の課題、それと診療体制に関する事、診療科の曜日の変更でありますとか、医師、派遣する医師の変更とかそういったものが内容でございます。

それ以外につきましては、ケース・バイ・ケースでの報告とはなりません。その辺の報告の取り決め等については、特にマニュアル化したものはございません。

○笹井委員

今の話で毎月経営会議をやっておいて、そこで行われていることであれば、今回の問題になった外来の診療時間の変更、これについても一月内のことで経営会議が開かれてなかったからあの場ではわからなかったが、経営会議が開かれていたら、そこで報告して管理部も知っていた、そういう解釈でよろしいのですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

外来の診療時間のことでありますので、当然報告すべきものとは考えておりますが、9月30日からそうなるということで、患者さんには早目の告知が必要であるということで張り紙をさせていただいたわけでございます。病院局への報告がおくれたことに対しましてはお詫びを申し上げます。

○笹井委員

9月30日であれば、患者さんへの報告は当然だと思いますが、あわせて病院局への報告も、これはしてしかりの話だと思います。それはだから結局、経営会議があるのはわかりました。あればやっと思ったのですが、結局はそこまで今回されなかった、それは大和のほうでされなかったということでよろしいのですかね。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

張り紙をした時点で病院局へ報告すべきだったと思っております。

○笹井委員

わかりました。やはり病院の窓口の診療時間のことですので、会議は会議で定例的なものはきちんとやっていかなきゃいけません、住民とか患者の方に関しての重大な変更だと思しますので、その段階で管理部への報告があるべきだったと思ひますし、今後そうされたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○大田委員

何点かお聞きします。まず、この14日に大和病院祭がありまして、大変大盛況だったようでございます。これはおめでとうございます。そのときに大和敬老会も一緒に開催されたわけですね。わざわざその敬老会の日に充てて、大和病院祭をやる必要はなかったのではないかと思ひますが、そのところはどよう思ひておられますか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

病院祭は今年で3年目になります。例年であると9月の第1週目でしたが、今年にはほかの行事がございましたので1週ずらしたわけですね。ずらして当たって、社会福祉協議会ともお話をさせていただいて了解を得ましたが、やはり敬老会と一緒にの日で同時開催ということは、少し考えなければならぬかなと思ひております。もう少し配慮すればよかったと思ひております。来年以降、気をつけますので大変申しわけございませんでした。

○大田委員

配慮願ひます。次に、病院の建てかえについてですが、市民の間ではいろいろな話をお聞きしているのですよ。現在地でよいのではないかと、また駐車場は広く確保できるところがよいのではないかと、光市の中心部に持っていくのがよいのではないかと、また大和総合病院の横に持っていければよいのではないかと、大和総合病院の横に行けば、院長も一人で一つの病院として確固たる施設になるのではないかと、かような事をお聞きしているのですが、そうすると、またこのたび言われました院外診療も不要になるのではないかと思ひますが、そのところの意見はどこで反映されるのかお聞きします。

○田村病院局管理部長

一般質問でもご答弁しておりますように、今光総合病院の移転新築に関する整備、基本方針といえますか、基本計画と申しますか、そういったものを病院局、あるいは市長部局の部会議をもってして作成をしている途中でございます。

一般質問でもご答弁いたしました。物ができ上がりましたら当然議会の皆様にお示しをします。それとパブリックコメントということで市民の皆様にもお示しをしたいと考えております。

○大田委員

パブリックコメントの意見というのは、意見を聞くだけと思うのですが、そのところはどのように思っておられますか。

○田村病院局管理部長

パブコメというのは、病院に限らず、ほかの計画書なんかもパブコメをかなり市長部局のほうにされていますので、そういった中で計画に反映できるものは反映していきたいと考えております。

○大田委員

ぜひ反映してもらいたいと思います。

またさきの一般質問で同僚議員が院内において民間の診療所をやったらどうかというのを提案されて、そのときの答弁が、「よいのではないか」という答弁をいただいて一年がたっているのですが、今回大和総合病院の院内では「だめだ」と言われておられました。どうして院外にするのかももう一遍ご説明ください。

○田村病院局管理部長

昨年の9月に議員さんからご提案をいただいて丸一年かかったという経緯がございます。そうした中で、一般質問でもご答弁をいたしました。まず開設の場所、その場所を病院の2階外来エリアと考えました。それと旧保健センターですか、考えましたところ、病院の2階につきましては、病院正面にエレベーターを設置して入り口を確保しなければならない。かなり病院の外観が損なわれるというような問題、またその独立性を保つためにそういった仕切り板を病院の中に仕切るということになって職員の導線にかなりの影響を及ぼすというようなことから、旧保健センターを考えたわけでございますが、保健センターにおいても、当然これは2階ということになりますのでエレベーターの設置はしなければならないということ、改修工事費に多額の費用がかさむというこ

と、そういった、あるいは独立した施設とは言いながら、同一敷地内に診療所ができることで院内とみなされて、その診療科について大学からの医師派遣ですね、その辺が困難であるのではないかと、そういった意味合いから病院の中での開設といいますか、院内開業は困難であるということの結論を出させてくださいと。大変残念な結果になったことについては申しわけなく思っております。

○大田委員

たしか 9月の一般質問が終わった後、芦屋病院に視察に行かれたと思うのですが、その辺のところは芦屋病院でお聞きされたのではないかと思います。大学当局からの医師派遣についてなんかも。

○田村病院局管理部長

昨年の10月に、確かに昨年の 9月議会が終わった後に、10月に私も視察に参りました。今委員さんおっしゃるその辺の問題ございますが、芦屋の場合は医師派遣、医師がいないということではなくて、やった理由は、不採算部門を切り捨てるということをしていこうと、経営の改善ということで。ただその中でそれをやってしまうと、芦屋病院も総合病院でございますので、そういう診療科がなくなると患者さんにとって迷惑がかかると、いろいろな併科の受診ができないということで残していこうということでございました。

○大田委員

そしたら、芦屋病院は医師派遣については何ら問題がないと。

○田村病院局管理部長

そうです。芦屋の場合は、医師が来なくなった、大学からの派遣がなくなつた。だから院内開業をとということではなくて、要するに採算が取れないと、だから診療をやめると。ただやめるに当たっては患者さんに迷惑かかるので、ほかの診療所を開設してほかの先生に来ていただくということでした。

○大田委員

大和病院の場合には、医師がいないからほかの民間の医師をお願いしようということで民間の診療所を開いたらどうかという提案だったと思うのですよね。そこで今大学病院との医師派遣が問題になるからやめたのが大きな理由でもあると、そういうように今答弁されましたよね。間違いありませんかね。

○田村病院局管理部長

そのとおりです。

○大田委員

それでいつごろそれをやめられたというのは決められたのかわかりませんが、そのときに山大に対して、泌尿器科ないし眼科をどのぐらい、どのぐらい言うたら語弊があるかもわからないが、医師の確保は山大に対して求めておられたのですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

はい。以前から不足する診療科の医師については、山大からの派遣を要請しておりました。

○大田委員

それで派遣して要請しておったのですが、いまだに来ない。それで院内の中に民間診療所やるのも山大の関係でできないと、そういう結論に対して、市長やらがそれをいいですねと言われたことに対して、いや、市長の言うことは聞けません。いい医師が来んからやめますという結論出されたというのがよくわからないのですよね、私らは。市長はやりましょうと言われていたのに対して、病院局が上の言うことは聞けませんと言われたのがよくわからないのですよ。ある程度、市長の言うことはお聞きして、それができるように向かって進んでいくと思うのですがね。

○田村病院局管理部長

確かに市長から大変興味あるご意見だということで 9月議会の議員さんが提案されたときにそういう答弁をされておられます。それに対して病院局に指示をしたということで、その指示は私もいただいておりますので、それについて、病院局といたしましては大和総合病院と一緒に協賛検討を重ねてきた、その結果として先ほど申したように残念な結果になったということでございます。

○大田委員

そしたらそのところで、また院外に持っていきたいと思うという、さきの一般質問の中で答弁されたと思うのですが、たしかされましたよね、違いませんか。

○田村病院局管理部長

はい、私もしましたが、市長からもそういう答弁はございました。

○大田委員

そしたら、そのような案が出るということは何か考えておられると思うのですが、ただめったやたらに当てずっぽうに、院外に持っていったらいいよと、院内ではかかわりたくないから院外に持っていけよという答弁ではないと思うのですが、そのこのところの真意をお聞かせください。

○田村病院局管理部長

結果として、あくまでも院内では困難であるという結論を出させていただきました。病院の敷地外、これは大和総合病院により近い周辺といいますか、そういうことがよろしいのではないかということで私も答弁しましたし、市長からもそういった話があったということでございます。

○大田委員

そのときに市長は院外でコンパクトシティの中に、例えば入れたらよいのではないかという答弁をたしかされましたが、岩田駅前周辺のコンパクトシティの中に公共施設の移転という問題が今上がって、5年以内にやりましょうということが出ているので、それをコンパクトの中に入れると、また着工の時期もずれると思うのですよ。そのこのところは医者がないという待ったなしの状況の中で、また 5年も 6年も着工時期が延びて、市民にそれだけ負担をかけてもよいと思っておられるのですか。

○田村病院局管理部長

コンパクトシティとの兼ね合いというのが、私もコンパクトシティがどういう進め方をしているかというのがわかりかねるのでございますが、ただ市長が議場で言われたのは、そういった医療ということを言われたと思うのですが、その時期について、今私が、じゃあいつなのかということについて、お答えするものは持ち合わせておりません。

○大田委員

副市長がおられますので副市長に同じことをお聞きします。

○森重副市長

これまでのご質問の中で、さまざまな検討を実はやらないということではな

くて、やる方向でずっと検討してきた結果が、このたび一般質問にお答えする形でああいう残念なご回答をさせていただいたところでございます。

だったら、じゃあどうするのかということで、今後はやはりもう一步また改めて検討をして始めなければならないということで、じゃあ一朝一夕にすぐどうこうというような話にはなかなか私はならないと思っていますし、重要な問題でありますので、しっかり検討して、また改めて皆様方にご提案申し上げたいと考えているところでございます。

○大田委員

今副市長は、一朝一夕にはならないと。そしたらそれまでの間に泌尿器科の先生とか眼科の先生、持ってくるつもりはありますか、ないですか。

○田村病院局管理部長

院内開業に当たって、お話が元へ戻りますが、まず場所の確保ということで考えました。それと当然その後は診療科を考えていかなきゃいかんと思っていました。それは運営だとかそういったものも、契約とかいろいろな問題がございますので、そういったものも当然並行しながら考えておりましたが、例えば今委員さんがおっしゃった泌尿器、あるいは眼科だとか、そうした具体的なものをそこまでは考えてはおりませんでした。ただ地域に必要な医療、例えば光も大和もないような診療科というのも一つの案としてはございました。

というのが、今眼科、泌尿器とおっしゃいましたが、これは光病院にもそういったものがあると。シャトルバスを使って、そういう患者さんに来ていただくという方法もありますし、具体的に今立ち消えましたので、その辺は何とも言えませんが、ただ今眼科を持ってくるか泌尿器を持ってくるかということでございますが、眼科につきましては、今までもそうですし、これからもそうです。大学に再三再四、大和の院長以下行って要請をされております。

ただ泌尿器につきましては、これは平成18年の3月にたしか先生が光に移られましてなくなったと、要するに合併してすぐ直後であったとは思いますが、そうした中で、病院局が再編計画を作成した22年の時点では、泌尿器科はなかったと認識をしております。

○大田委員

市長はさきの一般質問でも一次医療一次救急は守りますと確約されたわけですよ。眼科がなくなり、一次医療は守るところか後退しよるわけですよ。また内科の先生もこのたびまたおられなくなると。それで一次医療を守る守る言うて、ただ言うだけであると。私らそう思っているのですよ。それで、大和病院

に通っておられた泌尿器科の患者さんも、ぜひともといわれて何遍も願いはされているわけです。それで、泌尿器科を持ってきてほしい。そしたら同僚議員が民間診療やろうかと、それでええ案が出たね、やりましょうと、出たわけですよ。それをまた 2階にはとれません、昔の保健センターはとれませんか。

例えば、私はもう一つ提案するのですがね、民間診療するのは、今の内科のところに、入り口があるのですから、間仕切りをして、内科をほかのところへ行ったらできるのではないかと思うのですよ。そこでそう言いよったのですが、さきの答弁で山大の医局の意向を聞いているからできませんと、そういう答弁になったのですよ。全くやる意思がなくて、山大の意向だけ聞いて、大和病院の一次医療を守る守らんを私らはお聞きしているのですが、病院局はそのところ山大の医局のことばかり思ってやられてないのではないかと思うのですが、違いますか。

○田村病院局管理部長

山大の意向というのは、一つの要素では、実施できないという要素ではございますが、そういう懸念があるということで。ただ今副市長もお答えをされておりますが、確かに院内では、こういう残念な結果になってまことに申しわけないと思っておりますが、副市長が先ほど言われたように、コンパクトの中になるかどうかというのは私もわかりかねますが、そういう方向で大和地域の一次医療を守るということでそういったものをつくっていきたい、あるいは検討していききたいということをして市長も答弁されておりますので、そういった方向になっていくものと思っております。

○大田委員

今提案した内科のところをもう一遍検討してみてくださいよ。内科はあそこ、間仕切りするだけでええはずですよ。あそこは入り口もつくらなくてもいいし、救急のところから間仕切りするだけで済むのです。内科は、移動できるはずですよ。してくださいよ。お願いします。できませんか。

○田村病院局管理部長

大変申しわけございません。病院局といたしましては、大和総合病院の中にはつくらないという、困難であるという結論を出させていただいております。

○大田委員

もう絶対に院内にはつくらないと。お前らの言うことは聞かないということでございますね。そしたら、院外にやったら、どのようにかわっていくか、

もう一遍はっきり言ってください。

○田村病院局管理部長

私も芦屋病院に行って、いろいろな資料をもらってきております。どこの部署が担当になるかというのは、私にはわかりかねますが、当然そういった情報なり提供して、一緒にやっていくということで考えております。

○大田委員

もう、堂々巡りみたいで、終わります。

○大樂副委員長

それでは、若干質問させていただきます。

よく光総合病院で、210床という言葉が出てまいります。現状 4人部屋でやっておられる部屋が幾つかあると思います。現状の状態をお知らせください。

○田村光総合病院業務課長

光総合病院内の病室の現状でございますが、6人部屋でございますが、10部屋ございます。5人部屋が1部屋、4人部屋が22部屋、3人部屋が4部屋、あと2人部屋が5部屋、あと個室でございますが個室が30部屋ございます。

○大樂副委員長

今で210床ですか。

○田村光総合病院業務課長

すいません。もう一つ抜けておりました。個室で30部屋とお答えしましたが、もう10部屋、個室料をとってない部屋がございますので40部屋ございまして、それを合計しますと210床になります。

○大樂副委員長

ということは、4部屋プラス個室は34ですか。

○田村光総合病院業務課長

すいません。1人部屋でございますが、40とお答えしましたが、35でございます。

○大樂副委員長

ということは、4人部屋に移行しなきゃならんのは10部屋でよいのですか、単純に計算すると。

○田村光総合病院業務課長

5人部屋と 6人部屋が合わせて11部屋ございます。

○大樂副委員長

ということは、現状、部屋の利用率、まあ部屋というのはおかしいかな、病床利用率は70%ですから、これを今のところでしたらクリアされていると理解したらいいのですか。今々の210床のうちの145か140幾らが今利用率ですよ。それで、このトータルで計算すると140ぐらい行きますよね、これを 6人部屋に4人入ってもらっても、現状では十分それは行けるとということですか。その考え方は違うのですかね。

○田村光総合病院事務部長

単純に 6人部屋を 4人部屋として使っていると言われることだろうと思いますが、それで数だけで言うとそういうように使えます。ただ 6人部屋というのを設備の面がいろいろ違いますので、4人部屋は全て四つ角ですよ、6人部屋は真ん中があると。そういうつくりで、両サイドに患者さんがおられるのがまずいので 4人部屋という感じになるので、今患者数が少ないのでいいじゃないかという質問かもしれませんが、6人部屋に 1人入ると 1人部屋に入ると、患者さん自体も違うと思いますし対応も異なってくると思います。

答えになってないかもしれませんが、はい。

○大樂副委員長

3人部屋が 4つあったとお答えされておりますが、面積的には 3人部屋と4人部屋というのは 1人分ほど部屋が小さいのですか。

○田村光総合病院業務課長

1人当たりの面積でございますが、部屋によって違いまして、4人部屋ですと7.91m²というところもございまして、中には5.93m²というのもございまして、部屋によって違っております。

○大樂副委員長

基準を、教えてください。1人当たり幾らと書いてあるのですか。

○田村光総合病院業務課長

今の光総合病院の該当する基準では、1人当たりが4.3m²になります。

○大樂副委員長

新しい基準をお尋ねしております。

○田村光総合病院業務課長

新しい基準では6.4m²になります。

○大樂副委員長

これ単純にきちっと計算できませんが、ほぼ十幾つをクリアできれば余り難しい問題じゃないかな、まあそれはそれで置いておいてよいのですが、今 6人部屋でつくってあるから部屋がない、部屋がないという理由にはならんなどは、私個人的に思うのですよ。だから、これは置いておきます、一応ですね。

次の質問に入りますが、前回一般質問したとき、西館ですか、平成 6年にお建てになった建物の概算費用、わかりましたら教えてください。

○田村光総合病院事務部長

平成 6年に増築をした部分が677m²あったと思いますが、その当時の建築価格では2970、約3,000万円という形になっています。増築部分だけで。

○大樂副委員長

3,000万円で合っていますか。

○田村光総合病院事務部長

今手元に控えて書いているので2,974万8,000円で、その当時の建築の基本の金額だろうと思います。

○大樂副委員長

平米50万円ですよ。だから、まあ高い部類であるとは思いますが、でも部屋は24床増えたわけですよ、その当時。3階分、3、4、5が増えたのでしょ。それで 4人部屋がワンフロア 2つだから 8人で、24床増えたと思うのですよ。何床増えたかわかりますか。

○田村光総合病院事務部長

当時平成 6年に増えた病床は10床です。

○大樂副委員長

10床。じゃあ、ワンフロアー、4人部屋が2つずつじゃなかったですかね。3、4、5は。違いますか。

○田村病院局管理部長

平成 6年に救急病床ということで200床であったところを10床増やして、210床にしております。

○大樂副委員長

部屋のベッドをあっちこっちやり繰りされて10床にされたと思います。じゃあ、それでいいのですが、この前質問したところのその続きですが、患者さん用の食堂の西側に廊下を隔てて部屋が1つか2つありますよね。あの部屋は何の部屋なるのですか。それぞれ西側に通路をとって3部屋ぐらいありますが、あれは何の部屋ですか。

○田村光総合病院事務部長

病棟の3階、4階、5階に患者食堂があります。その向かいは各病床になっていきます。

○大樂副委員長

それしかないですか。もう少しあるでしょう。

○田村光総合病院事務部長

それぞれ病棟によって違うのですが、特室があるところと、あとは患者に説明するところ、カンファレンス室と、あと材料とか機械を保管している場所もあります。という回答でよいでしょうか。

○大樂副委員長

はい。それはそれぞれ3階、4階、5階、同じような仕様ですか。用途としては3階も4階も5階も、カンファレンスの部屋があつて、材料室があつて、部屋がある、そういった使い方ですか。

○土橋委員長

この際、質問の趣旨がよく私もわからないので、もう少しはっきり明確にお願いします。

○ 大樂副委員長

この間、一般質問で質問させてもらったときに、平成 6年にお建てになったというのはすぐお答えになったのですが、部屋の用途につきましては、210床というのが頭にあったから、すぐ10床とおっしゃっているのですが、私、数えてみたらワンフロア 8床あると思うのですよ。ワンフロアごとに。3階、4階、5階と。だから、それは部屋でベッドのとり方によって変わるのだろうけど、増やした分が10床ではないと思うのですよ。まあ、それはいいです、答えにくいでしょうから。

それで、部屋が足りないという回答もどこかほかのところであったように思いますけど、十分部屋があるようにも思うのですよ。カンファレンスの部屋はまあそうです、お使いになっているという実情を聞かせていただきましたけど、入院のときにいろいろな説明を受けるとき、看護詰所の横側でよく説明受けることが多いと思うのですよ。よく患者さんと院長さん、科のお医者さんとはね、向こうの部屋でやられる使用頻度、どっかデータとってありますか。あの部屋使っているデータは。ほとんど使っていないのではないですか、

○土橋委員長

私も頭が混乱しよるのですけどもね、それ必要ですか。

○大樂副委員長

必要でないと言えれば必要ないが、病院の設備が一部わからん部分があったからね。

○土橋委員長

まことに申しわけないのですが、別に時間をどうのこうのじゃありませんがね。直接行って、ここだみたいな話をお願いします。

○大樂副委員長

終わります。

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 9 月 20 日 (金)

15:18~16:00

第 1 委員会室

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 86 号 光市介護保険条例の一部を改正する条例

【説 明】：中邑高齢者支援課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第 81 号 平成 25 年度光市一般会計補正予算 (第 4 号) (福祉保健部所管分)

【説 明】：奥河内健康増進課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

【質 疑】

○田中委員

1点だけお聞きしたいと思います。9月3日に第 1回子ども・子育て審議会が開

催されたと思うのですが、その中で委員の皆様から今後 9月末に実施するニーズ調査の予定回収率について、低過ぎるという意見がたくさん出たかと思うのですが、その中で 9月中旬に回収率アップに向けてのご意見をまとめて、末のアンケート調査に反映させたいようなことを発言されていたかと思うのですが、それに対してどのような対応をされたかということをお聞かせください。

○太田子ども家庭課長

アンケート調査の回収率向上に向けてのその後の取り組みということでございます。審議会で、アンケートの回収率を上げるための多くの意見をいただきましたので、当初審議会で提案したアンケートから、例えばイラストを入れたり、レイアウトを変更することによって見やすい調査票に変更しております。

それと所要時間について、今ある時間でできるのか判断できるように、参考時間も欲しいということでしたので、最初のほうにその所要時間を記載するようにしております。アンケート結果が計画策定に活かされるということをしつかりとPRしたほうがより回収率が上がるのではないかというご意見もいただきましたので、そういったことも付記するようにしております。

そのほか、周知の方法などにもいろいろご意見をいただきました。市ホームページ等を通じまして、周知あるいはお願いにも取り組んでいきたいと思っております。

○田中委員

委員の皆様の声がしっかり反映されているので、本当にこの会議の意味があったなと思うのですが、これ対象は3,000人で、たしか50%という目標でやられているということだったのですが、1,500人の回答があれば、それで子育て世代の意見は上がってきたと思ってよろしいですか。

○太田子ども家庭課長

このたびのアンケートにつきましては、3,000人に送付するとしております。この3,000人につきましては、対象人口となる半数以上に送付することとしております。そうしたことから50%程度の回収率においてでも、おおむねの意見が集約できるのではないかと考えております。

○田中委員

わかりました。回収率がしっかり上がるように取り組みをよろしく願います。

○畠堀委員

一般質問でも同僚議員から質問がございましたが、公立の保育園、そして幼稚園の運営のあり方、再編についてということでご答弁をいただきました。答弁の中では今年度中に方向性を検討していくということで答弁いただきましたが、総合計画の中でも今年度中に検討していくと当初からなっております。

片や、こちらのほうも同僚議員から質問があったわけですが、公共施設の白書を今年度中にまとめるということで一方では動いているわけですが、この幼稚園、保育園の再編についても公共施設の白書のまとめで、そしてその次の段階の公共施設マネジメントをどうしていくかということと、かなりオーバーラップしてくるし、関係があるのではないかとこのように思うのですが、その辺や公共施設のマネジメントシステムを構築する前の段階で、幼稚園、保育園のことをまとめていこうとされているわけですが、このあたりの関連性についてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○太田子ども家庭課長

公共施設マネジメント事業と幼保再編計画についての関連性のご質問をいただきました。政策企画部において取り組みを進めております公共施設マネジメント、これは公共施設の適正配置に関する方針を策定する前段階として、本年度、施設の現状をお示しする公共施設白書を作成することとしております。

また、公立幼保施設の再編等に関する計画につきましては、委員ご紹介のとおり、本年度末を目途に一定の考えを示す予定としております。

こうしたことから公共施設マネジメントと公立幼保施設の再編等に関する計画の関係につきましては、まずは公立幼稚園、保育園の今後のあり方を整理した計画を福祉保健部において策定しまして、その内容について、所管する政策企画部と公共施設マネジメントの考えとの整合性を図っていくものだと考えております。

○畠堀委員

考え方についてはご説明いただきましたが、公共施設マネジメントシステム、これは現状をしっかりと把握した上で機能を公共施設とどういうようにマッチングしていくかというところで、行政と地域の皆さんとの意見をすり合わせていくことが肝になるのではないかと思います。まさにこの幼稚園事業についても、そういったもの、どういうように再編していくかという地域の皆さんの声というのも非常に大切になってくるのではないかと思います。

そういった意味で、どちらが先とかというのは非常に難しいのですが、整合性をもって、速やかな対応といいますか、検討結果を求めたいと思いますので、

よろしく申し上げます。

○笹井委員

では、3点ほど質問させていただきます。

まず1点目、「ゆーぱーく光」についてですが、開業からほぼ1年がたちますが、利用状況はどうなっておりますでしょうか。そしてまた、「ゆーぱーく光」は健康福祉のための施設であるということですが、この部分について、開業から1年たった今、新しい取り組みというのはありますでしょうか。

○古迫福祉総務課長

「ゆーぱーく光」の利用状況でございますが、昨年10月13日のオープン以来、順調に推移をしております。市の当初の見込み7万人を7月に達成をし、先月の17日に8万人を達成しました。最終的に本年10月12日までの1年間で9万人を超えるというように見込んでおります。

直近の数字でございますが、9月16日現在で8万7,880人、1日当たりの平均にいたしますと、307名の方のご来場をいただいております。

それから、健康や福祉の増進の新しい取り組みということでございますが、本年1月から健康教室を開催しております。利用のしやすさを考えまして、当初8回シリーズでやっておりましたが、それをコンパクトに4回にし、1ヶ月で終わるといふことになっております。現在、5講座を開催しております。

また、今年度になって、昼だけではなく、お勤めの方にもご利用いただけるように一部の講座を夜に開催するというも行っております。

それからオープン1周年を近々迎えますが、ウォーキング大会ということで、「ゆーぱーく光」を発着としたウォーキング大会の開催を計画しております。これはまた定期的に実施をしていくということでございます。

そのほかでございますが、「夏こそ温泉」ということをキャッチフレーズに、夏バテ防止のキャンペーンを実施いたしました。冷房が強いとか、夏はいろいろ体調を崩しやすいということで、夏ならではの温泉の効果もPRをさせていただきます。7月、8月は夏の期間ということで、ポイント2倍の利用促進キャンペーンも行ったところでございます。

○笹井委員

わかりました。この施設はただの温泉ではなくて、健康と福祉のための施設ということで、今指定管理をされているセイカさんも九州のほうでたくさん施設をもって、ノウハウをお持ちのはずです。私も縁あって鹿児島で1日だけ体験入店してきたのですが、たしかにいろいろなセミナーとかコラボがあつて活発

に利用されていまして、そういうノウハウというのをぜひ光市でも展開していただきたいと思っております。すぐには難しいと思っておりますが、お願いいたします。

2点目行きます。子宮頸がんのワクチン接種についてですね。この接種の取り扱いが国のほうでまた接種の言い方が変わってきたようになっておりますが、どのように変わってきたのか、また、現状どうなっているのでしょうか。

そして、全国的にも副作用の問題が若干ではございますが、出てきて、そういう方もおられるようでございます。こういった事例というのは市内で発生しているのでしょうか。

○奥河内健康増進課長

子宮頸がんワクチンにつきましてのご質問でございますが、本年4月からヒトパピローマウイルス感染症に名称が変わっております。

それから、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を控えるということについてのご質問かと存じますが、この件につきましては、6月議会の委員会においてもご説明申し上げたところでございますが、再度改めてご説明いたします。

国におきましては、6月14日に行われました専門家会議におきまして、ワクチンとの因果関係を否定できない、持続的な疼痛が接種後に見られたことから、定期接種を積極的に勧奨すべきでないとの意見に基づきまして、市町村に対し、積極的な勧奨はとらないよう留意すること、定期接種を中止するものではないこと等について勧告が出されたところでございます。

積極的な勧奨と申しますのは、市広報やホームページなどにより、接種可能なワクチンや対象年齢などを広く周知しているところでございますが、これらに加え、接種を促す個別案内を各家庭に送ること等の取り組みを指しております。本市におきましては、勧告が出される前の4月中旬に、中学1年生及び中学2年生から高校1年生の未接種者に対しまして勧奨を行ったところでございますが、秋に実施予定にしておりました再勧奨の個別案内につきましては、中止しているところでございます。なお、市民に対しましては、市広報を通じ情報提供を行いますとともに、各医療機関に対しても文書による通知を行ったところでございます。なお、積極的勧奨の再開の是非につきましては、国の専門家会議による調査、評価を行った上で改めて判断することとされております。今のところ国からの通知等はございません。また副反応の事例があるのかというご質問でございますが、本市においてそういう事例はございません。

○笹井委員

なかなかわからない答弁で、積極的勧奨を控えるとか、再勧奨の個別案内を中止するというところで、子供には結局何と言っているのですか。打たんといけ

んと言っているのか、それとも任意ですよと言っているのか、それともリスクがあるからあなたの勝手にするようにと、どのように説明しているのですか。

○奥河内健康増進課長

ワクチンの有効性、それから安全性、これをご理解いただいた上で判断していただくということでございます。また、定期接種を中止するものではないということと、積極的勧奨、すなわち個別の案内は控えるということが今回の措置でございます。

○笹井委員

その説明で判断するのは子供本人ですか、それとも保護者ですか。

○奥河内健康増進課長

保護者のほうが判断されることになろうかと思えます。

○笹井委員

これ国策で出てきているものですから、国がそういう言い方をすればそういう言い方をせざるを得んのかなと思えますが、現場サイドでしかも中学生・高校生が対象で、これで果たして子供たちはどう捉えるのであろうかというのは、大変疑問なところでございます。

今、だから自分は打ちたくないという子供がおったら、それは打たなくて済むわけですかね。

○奥河内健康増進課長

そういうことでございます。

○笹井委員

とりあえず現状はわかりました。国のほうでも、これに対しては今問題もあって調査検討がされていることはわかりましたので、今後の成り行きを私も見ていきたいと思えます。

最後、高齢者福祉対策事業ですか、これ予算書上は建設部のほうで計上されていますが、実質的なものはこちらのほうでないといけないという過去に委員会答弁がありましたので、聞かさせていただきますが、作業スタッフの受け付け基準、作業される方の応募があったりするのですが、その受け付け基準はどうなっているのでしょうか。先着順とかでやっとなるのか、それとも一人一人面接して何か審査みたいなものがあるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

まず受け付け基準はということでございますが、受け付けは年齢が60歳以上70才までの方、新たな採用については、そういった年齢の基準を設けております。先着順なのかというご質問ですが、これは採用というか就労につく順番のことだろうと思うのですが、基本的には低所得者の方に優先的に就労についていただくという形で考えております。ただ就労場所が市内に10カ所に分かれております。当然、申請者も高齢者の方でございますので、その空きの出た就労場所と、本人さんが希望される場所が一致しないときには、また次の方へという形で就労についていただくような形にしております。

それから次に、何か特別な審査があるのかといったご質問でございますが、特に年齢以外に特別な審査は設けておりません。ただ申請のときに健康状態、これは自己申告になるのですが、健康状態の確認をさせていただくようにしております。

○笹井委員

低所得者優先ということで、では低所得者になるのかどうか、あるいは健康状態、今ありました健康状態が良いか悪いか、その判断というのはどういう組織、もしくは誰がするのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

所得に関しては、ご本人さん、申請者の方の同意をいただいて、こちらのほうで所得状況等を確認させていただいているところでございます。

健康状態については、基本、先ほど申し上げましたが、病院に通っているかどうか、身体の状態がどうかという、本人さんからの自己申告を中心にしております。

○笹井委員

この事業の目的は、前回の議会でお聞きしましたが、高齢者の生きがい対策が第一目的ということでございました。であるならこそ、やはりきちんと私としては健康福祉部で予算計上して、そこで事業の実施がわかるようにしていただきたいと思えます。今までも建設部で聞いたらわからないと言われて、回り回って今こういう形になってきているわけですが、その辺はそうしていただかないと私どもも委員会審議ができませんので、次の予算編成に向けて、ひとつ検討をお願いしたいと思います。終わります。

○大田委員

「ゆーぱーく光」のことについてもう一遍お聞きします。この1年を迎えて9万人を超えるという、まことに嬉しい誤算でおめでとうございます。

そこで何点かお聞きしたいのですが、今「ゆーぱーく光」は光市が1,300万円も指定管理料を払ってセイカスポーツに出しておられるのですが、光市の税金を出して指定管理に出しておられるので、物品とか就労スタッフとか、光市内の人とか物品を使ってもらうように要請はしておられないのですか。

○古迫福祉総務課長

これもオープン前からの話になりますが、できるだけ光市の物品購入、サービスを使ってくださいというお願いをしております。

○大田委員

使っておられるかどうかとかいう確認はされておられますか。

○古迫福祉総務課長

確認といたしますか、例えば、洗浄のメンテナンスは市内の業者を使っておりますし、全部把握はしておりませんが、市内の業者を使っているという状況は部分的には確認をしております。

○大田委員

できるだけ人にしても物品にしても光市内のものを使ってもらうようにご指導してください。それから、1年もまだたっていないのに支配人が3人もかわったのですが、これは何かあるのですか。

○古迫福祉総務課長

当初の支配人はセイカスポーツの本社から来ておりましたが、地元の方に支配人をお願いしたいというのは会社の方針でございましたので、探していたところ、ちょうどお一方見つかったのですが、その方、市内の食品会社からの出向でございまして、今回定年を迎えられました。当初は定年されても、支配人という考えでありましたが、定年を機にゆっくりしたいという申し出がありました。それで新しくまた募集をいたしまして、今3人目という状況でございます。

○大田委員

そのところはわかりました。

それで、嬉しい悲鳴で1日平均が350人から307人、多いときで450人という

ようにお聞きしているのですが、450人も来られて、ロッカーが50ですかね、60ですかね、男子のロッカー、女子のロッカーはいくつですか。

○古迫福祉総務課長

ロッカー数は男、女72ずつで144です。

○大田委員

144人が満杯になって、もうそれ以上入れないというような状況で嬉しい悲鳴であろうと思うのですが、かごを使ってそこに脱衣して風呂に入られるというような状況で、大変盛況みたいですが、その人たちが風呂から上がって休憩される。和室がいっぱいになって、洋間のところに行こうかなと思ったら、その教室があつて、教室のために今使っちゃいけないよと。そのときだけかと思ったら朝から使つてはいけないよと。入湯されるお客様が休憩する場所がないと。今嬉しい悲鳴が上がっているのですが、そのところの管理はどのように指導されているのですかね。

○古迫福祉総務課長

健康教室は、水曜、木曜、金曜日に実施をしております。平日でございますので、当然祝日はやりません。平日でも雨の日等多いときが確かにございます。そういうとき、当初は、多目的室は朝から使用ができないような状態にしておりました。しかし、お客様のそういった要望がありましたので、朝はオープンしておいて、何時から始まりますから、その時間以降は利用できませんよという表示をして対応しているということでございます。

○大田委員

わかりました。ぜひとも回転よくやってください。

そして、先日、男子浴槽の中で脱糞騒動があったと思うのですが、そのときの危機管理はどのようにされておられましたか。

○古迫福祉総務課長

浴室ですよ。

○大田委員

浴槽です。

○古迫福祉総務課長

浴槽ですよね。浴槽の中にそういった汚物が浮いたというようなときは、もうそのお湯使えませんので、排水をして汚物を除去して、それから消毒、清掃もして、再度湯を張って、適温まで上がるのを待っていただくというようなことでございます。お客さんには、当然掃除しますので、浴室からは出ていただいて、払い戻しをしたり、それから例えば次回の無料券を配ったり、そういったことで対応をさせていただいております。

○大田委員

「脱糞が浮いているよ」とお客様から連絡があって、すぐさまその対応を、されていないように私はお聞きしているのです。それで、お前のところの指導はどねいになつとるのかというようにお叱りを受けたわけですよ。すぐ何か対応されていなかったように、十何分そのまま、いやこれは脱糞ではないよというようなことでずっとそのまま、それからようやく脱糞であって、お客さんに浴室から出ていってもらおうというような対応をされたというようにお聞きしたので、十何分もそういう裸でおらすというのもどうかと思うのですが、そのところはどのように思っておられますか。

○古迫福祉総務課長

多分それは初めてのことで、皆さん経験がないということで戸惑いもあったかと思いますが、そういったことがないように、すぐに対応できるようにしていきたいと思っております。

○大田委員

ぜひともその危機対応を、市から指導してください。

それとまた浴室内に温度計か何かが割れて、ガラスの破片が浴室内に残っていたというのをお聞きしているのですが、そのあたりの対応もどういうようになっているのですか。

○古迫福祉総務課長

その件は、多分家族風呂で落ちていたと思うのですが、それも非常に危険でございますので、清掃が第一ということで、なかなかガラスの破片も取れない部分もありますが、そういった安全管理というのはきっちりやっていきたいと思っております。

○大田委員

よろしく申し上げます。それが清掃し終わって、二、三日した後、家族風呂に入ったら、子供がこれはガラスじゃないかと思われたそうですよ。それでまた掃除されたと、そういうことのないように、よろしく申し上げます。

次に、駐車場の収容台数はいくらですか。

○古迫福祉総務課長

施設内に58台です。

○大田委員

58台しかとめられないと。そしたら300何人、400何人入ってこられて、一遍に来られたら、多いときで100人から200人ぐらい来られる場合があると思うのですよ。そしたら車をとめる場所がないですよ。中に、50何台だったら、そのところの指導というのはいまいこと、第2駐車場があるというのは知っていますが、第2駐車場にとめておられるというのを聞きしてないから、そのところの指導はどういうようになっているのかお聞きします。

○古迫福祉総務課長

人数が確かに多いのですが、一気に200人というのはございません。というのが、144名のロッカーでございますので、それ以上は入場、それを超えると入場制限ということになります。そういう対応でございますので、今まで入場制限をかけたのが、今年の正月に1回ございました。そのときにお待ちいただいたのですが、駐車場は当時の支配人に聞きますと、うまく順繰りに行ったというように聞いております。しかし、いろいろなところにとめるというようなことがあってはいけませんので、支配人に多いとき見ていただくということで、そういった事実があれば適正な指導をしていきたいと思っております。

○大田委員

ぜひともよろしく申し上げます。また憩いの家ですかね、午前中やっておられますよね。収益的にはどうですか。

○土橋委員長

どこの憩いの家ですか。

○大田委員

「ゆーぱーく光」です。

○中邑高齢者支援課長

「ゆーぱーく光」で今年度 4月から生きがいデイサービス事業を行っております。これは週3日、火曜日、水曜日、木曜日で、今およそ 1日約10名から12名の方が利用されておられまして、いわゆる介護予防の体操とかをするのですがその中で家族風呂を利用し、入浴を希望される方につきましてはご利用いただいております。入浴料については、200円をいただいているところです。これは希望者ということにさせていただいております。

○大田委員

収益的にはどうですか。収益は関係ないのですか。

○中邑高齢者支援課長

事業自体に参加される費用は実費分以外いただいております。家族風呂借上料は 1時間が1,000円でございます。この事業は、委託で行っておりますので、入浴に関する委託料としては 1回当たり 2時間借りて、2,000円をお支払いして、あとは入浴人数が幾らいらっしゃるか、1人当たり200円ということで、今手元に資料がございませんのではっきりした人数はわかりませんが、1日10人入浴の方がいらっしゃれば、2,000円で、経費2,000円の入浴2,000円ですが、そこまでは入浴の方はいらっしゃらないと確認をしているところでございます。

○大田委員

わかりました。市が1,300万円も出して指定管理にしているのですから、危機管理をしっかりと「ゆーぱーく光」に求めて、今後とも客数が多いのですからよろしくお願いします。

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 9 月 24 日（火）

10:00～10:38

第 1 委員会室

4 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 88 号 光市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例の一部改正する条例

【説 明】：松本環境部次長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

【報 告】①室積地区下水道認可区域内における浄化槽補助（案）について

【説 明】：松本環境部次長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

では、何点かお聞きします。まず、1 ページにあります室積地区の問題点のところ、(1) から (4) まで問題点が上げられております。このうち、(1) と (2) は具体的な地区名が出ておりますので、私ども近所でもありますので、なるほどとわかるのですが、(3)、が道路と宅地が同一高さである住宅が多い、(4) 地盤が低いというところの具体的な地区を示してご説明ください。

○松本環境部次長兼下水道課長

問題点の (3) の道路と宅地が同一高さである住宅が多い。これも先ほど説明させていただきました狭隘の道路のところの中央、正木、西ノ浜、そういった

地区が多ございます。

(4) 番目、海岸に向かって地盤が低いというのは、現在、マンホールポンプを室積地区に3カ所据えております。当然、今据えております室積小学校付近、また、普賢寺、それから、今度新たに江ノ浦を計画しておりますが、江ノ浦地区も海岸に向かって道路が下がっておりますので、その辺も必要かと考えております。大体そういった地区でございます。

○笹井委員

わかりました。それから、書いてはありませんが、説明の中に個人所有地の道路があって、それで下水道が行かないのだということがありました。これをある程度地区がわかるようにご説明をいただけますか。

○松本環境部次長兼下水道課長

先ほど説明の中で話をさせていただきましたが、市延また東之庄、その辺も道路の形態はなしておりますが、赤線と個人の土地を兼ねて道路を広げておられるところが多いというところです。

○笹井委員

わかりました。それから、この補助ですが、通常の補助金ですと、補助金で物をつくって、その後そのものを何年も使わなくなった場合は厳しく、国庫補助金なんかは補助金分を返還するようと言われることが多々あるわけですが、一応確認ですが、この対象地区、この地図で白地のところです。そこで補助金を出して浄化槽を設置して、その後、そうは言っても計画は前倒しでつながることも可能性としてはあり得ると思いますが、そうしてつなげたときに、特にさきにいただいた浄化槽の補助金の返還というのは発生しないという理解でよろしいでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

室積地区につきましては、3ページに書いておりますが、一応補助を行った場合でも、下水道が整備されれば速やかに接続をしていただくという確約を持って補助金を出しますので、補助金の返還等は考えておりません。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○西村委員

確認をしたいのですが、これは運用で、室積地区については下記のような取り付けた図面の区域内の白地の所はそのように運用をさせてもらうということは、室積地区外については従来どおり対象区域外の流入のときも同じように対象になると、ただし、室積地区の運用のことについて今特別に説明をされたという理解でいいですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

先ほど来説明をしておりますが、室積地区については整備図も大変おくれております。ほかの地区につきましては、ほぼ下水道が、残っているのが、下水道が行けないというか、条件的に難しいところが残っております。

委員さん言われるように、この運用につきましては室積地区だけに限って運用をさせていただいて、他の地区については今までどおりの補助の要件でまいりたいと思います。

○西村委員

例えば、この3条のところの4に「下水道の整備において費用対効果が望めない地区」、例えば中島田の2丁目なんかは下水道されていない。それは管網がないので、やむなく合併浄化槽を使わないといけないというところがあります。そこに対してもこの条例で言うと補助はあるという理解でよいですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

ここに書いております交付要綱に基づいて、そういう地区であれば下水道の補助を行ってまいります。

○西村委員

なるほど、ありがとうございます。引っかかるわけではないのですが、3ページの6番、「速やかに下水道を接続することを確約した」、当局としては「速やかに」というのは、大体1年以内ぐらいの感じでお考えなのか。通常、面整備管を整備した場合には「3年以内には接続してね」というような形で今ペナルティーなしでお願いをしているという状況ですが、そのあたりはイメージ的にどのようにお考えですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道につきましては、3年以内ということをお願いをしながら事業を進めております。気持ちとしては、管が行きますと、本当はなるべく早い時期にとは

思っておりますが、通常 3 年間というお願いをしておりますので、この地区においても一応その方針ではいく必要があろうかと思っております。

○西村委員

わかりました。補助をしているので、できましたら 1 年以内にはつないてくださいというようなことを「速やかに」という表現にされてもいいかなと、それは 1 か月以内でもいいです。でも、その辺はさらに運用面で、ある程度具体性を持たせたものを準備しておいてください。

それと、これは図面を見ると、黒と白と赤といろいろごちゃごちゃ何か三角のようなのがついています。具体的にはうちの場所はどうでしょうかというのは、担当部署に行けば、おたくは対象ですよと、おたくは対象外ですよというのは詳しく教えていただけるという理解でよろしいですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

7 カ年計画を色で塗ってお示しするのがなかなか難しいところがございますので、1 色で済ませさせていただきましたが、担当課で一応こういう形で、大きな図面で 7 カ年計画をつくっております。

先ほど来申しましたが、事業の進捗によって多少変わりますので、毎年見直しはさせていただきたいと思いますが、その個別の問題につきましては、一応場所等を確認させていただきながら補助について前向きに考えていきたいと思っております。

○西村委員

終わります。

○大樂委員

それでは、関連分のことですが、2 ページの 4 の (2) です。「一定の道路幅員を要する区域」とありますが、この幅員は大体何 m ぐらいお考えでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

7 カ年計画においては、維持管理ができるということで、当面 4m 前後の道路を考えております。

○大樂委員

了解しました。それと、先ほど先行の委員の方も質問をされておりましたが、3 ページの 6 の 1 で「速やかに」とありましたが、これは、工事が終わりました。

たらお尋ねとかそういったことを当局からされるのでしょうか。「もう1年たちますよ」とか。

○松本環境部次長兼下水道課長

工事が終わりましたら当然、下水道への取り付けのお願いにも歩きますし、その辺で早い速やかな接続をお願いしてまいるつもりでおります。

○大樂委員

よろしく申し上げます。

それと、その次の6の(2)です。「毎年この整備計画を精査する」とありますが、毎年といったら大体秋ごろを考えておられるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

やはり、国の交付金等を考えて事業を進めておりますので、工事の発注状況、また、請負状況、また、追加要望があるかどうかわかりませんが、国からの追加要望の状況、その辺を踏まえながら、できれば年内には精査を行っていきたいとは考えております。

○大樂委員

わかりました。終わります。

(2)その他(所管事務調査)

【質 疑】

○畠堀委員

それでは、2点ほどご質問をさせていただきたいと思います。

まず1つは、第2次光市行政改革大綱の実施計画の中で、可燃ごみの収集業務の委託ということを進めていくということで、21年の3月から民間委託で進められてきておりますが、一応26年度までの計画の中で進めていくようになっておりますが、現段階での進捗状況と今後の予定等について、民間委託の状況について教えていただけたらと思います。

○岡本環境事業課長

可燃ごみの収集業務の民間委託につきましては、今、委員さん言われました

ように、平成 21 年の 3 月に 2 車分の業務を民間委託しております。また、平成 24 年の 3 月に、さらに 2 車分の業務委託を行いました。現在、旧光市区域は、直営が 3 台、民間委託 4 台で可燃ごみの収集業務を行っております。

○畠堀委員

一応 26 年度までの計画の予定になっているわけですが、今後の予定で何かわかっていことがあれば教えていただけたらと思います。

○岡本環境事業課長

平成 25 年度以降は、行政改革の実施計画の収支を踏まえ、費用対効果を十分見きわめて、昨今の災害時の廃棄物処理の対応策なども視野に入れながらさらなる検討を進めてまいります。当分の間は民間委託の予定はありません。

○畠堀委員

わかりました。今後の予定については今のところないということで、これは行政改革という枠組みの中で取り上げられているテーマでございますので、行政改革は日ごろから継続して取り組むということも大事だと思いますので、そういった観点からの日ごろからの精査もよろしく願いしておきたいと思ます。

それで、もう 1 点ですが、これは、ごみ発生の抑制ということで、もったいない文化の醸成ということで、風呂敷をもったいないというもののシンボルとして普及を図っていくということで、光市では、そういった風呂敷の販売等を通じて、市民の皆さんへのもったいないという意識の普及を図っておられるわけですが、今日までのそういった風呂敷を中心として販売を行われておりますが、その実績についてお伺いしたいと思います。

○山根環境政策課長

今、委員さんがおっしゃったように、もったいない文化を継承し、それを進めていくということで、そのシンボルとして今、光市では、もったいない風呂敷の普及を図っているところでございます。お尋ねの販売実績につきましては、20 年度に 34 枚、21 年度に 77 枚、22 年度に 257 枚、23 年度に 559 枚、24 年度に 189 枚を販売しております。

これ以外に市のいろいろ行事等でお配りをしている部分もありますし、国体に参加された方に記念品としてお渡しをしているという部分もございます。

○畠堀委員

日ごろから普及に努めておられるということが数字でもあらわれているのではないかと思います。そういった売り上げの中の収益の部分をどのような形で活用をされているのか、それとも特に活用をされていないのか、そのあたりのことについてお伺いしたいと思います。

○山根環境政策課長

この売り上げといいますか、この価格については、制作費用から算出しておりますので、これによる市に対する収益というのは上がらない仕組みでございます。ほとんど作成の原価で販売をしております。

○畠堀委員

原価で販売されているということで、特にその収益はないということなので、あくまでも意識を皆さんに高揚を図るということだと思いますが、継続事業として、まだ27年度までやっていくという形で上げられておりますので、今後もさらに意識の高揚という観点からの取り組みをお願いしておきたいのと、何らかの形で、そういった収益の部分に目的を設けて使っていくということも、皆さんに対する意識の高揚につながるのではないかと思います。まだ実施期間が残り2年間ありますので、そういったことも踏まえながらさらなる普及といいますか、活動の充実に努めていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

○田中委員

1点だけお聞きしたいと思います。このたび中山川ダムの水利権を利用して、島田川の水を工業用水として周南市に送る話題が出ていましたが、その件に関して、島田川の水を送るということで、環境影響についてはどのようにお考えかお聞かせください。

○山根環境政策課長

申しわけございませんが、今の時点で事業の概要を詳しく把握しているわけではございませんので、お答えを致しかねるところでございますが、そういう事業でございますので、環境以外にも全てのことに対して配慮していただけるものと思っております。

○田中委員

配慮をしていただけるというのはもちろんですが、環境部ということで、こ

ちからもいろいろ調査したりして、これからのことだと思うので、しっかりその内容を聞きながら対応をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○笹井委員

では、下水道について、本会議の質問の続きで何点か聞かさせていただきたいと思います。まず、下水道の浄化センターが浅江にあります。これは山口県からの指定管理団体の委託になっていますが、ここでの剰余金というのは発生しているのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

指定管理者の剰余金ということでございますが、平成 19 年度に包括外部監査結果報告書というものが出ておりまして、平成 18 年度には剰余金が発生しているものの特定預金化はしておらず、次年度へ繰り越しされていると報告がございします。指定管理者も企業でございしますので、当然利益の追求はございしますし、募集要項の中にも「指定管理者の経営努力により生じた額が余りに過大であると認められる場合を除き、原則として指定管理者の利益とします」ということが明記もされております。

なお、毎年指定管理者から県に年間事業報告書が提出されておりますが、その中での収支決算書を見させていただきますと、平成 21 年、22 年度は指定管理料に対して執行額が若干下回っておりますが、23、24 年度につきましては、逆に執行額が多くなっている状況でございします。

○笹井委員

一応質問に対してのきちんとした答えが欲しいのですが、21 年、22 年は剰余金が発生して、23 年、24 年は逆に不足額が発生しているということでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

指定管理者の年間事業報告書を見せていただきますと、金額的にはそういう報告になっております。

○笹井委員

わかりました。次に、浄化センターのこの土地や建物の所有権は、これは今、山口県が所有であるというのは、前回までの議会や委員会の質疑で明らかになっているのですが、これは山口県に所有権が移ったのはいつでしょうか。そし

てまた、その理由は何でしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

浄化センターの財産の所有権は、建設当初から山口県でございまして、理由としましては、流域下水道事業は県が建設管理する下水道であるということでございます。

○笹井委員

当初から山口県だということです。わかりました。では、次の質問です。流域下水道事業で県が直接行う事業の分あるいは指定管理団体が行う分というのは、業務水準書によって決められているというような答弁が委員会や本会議であったかと思いますが、この業務水準書において山口県が実施する部分のその業務の基準、そして金額、これはどのように明記されているのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

指定管理者が行う業務と山口県が直接行う業務は、業務水準書で分けておりますが、県が直接行う業務については、平成16年に内閣府民間資金等活用事業推進室が「公共施設の整備等において民間事業者の行える業務範囲について」という文献を出して、考え方が示されているところでございます。

その中で、指定管理者が行うことができる範囲をその文献は示しておりますが、それに明記されていない業務について県が、今お尋ねの水質分析や環境調査などは行っているものでございます。

金額については、毎年県が独自で設計した金額を予算化しておりますので、業務水準書には金額は明記されておられません。

○笹井委員

よくわからなかったのですが、県が行う部分、その指定管理者が行う部分、これは今言う平成16年の国の公共施設のどうこうというのはありましたが、一応流域管理下水道事業としてきちんと山口県、それから構成3市にわかるように定めた協定なり、そういうものはないのでしょうか。全部国の通達によってその守備範囲というのは決まっているのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

国の方針といいますか、やはり、民間のその団体に行うことが可能な範囲であるか、範囲内でないかというのを示した上で、いわゆる指定管理者が行うことが可能なその業務を示した基準書がございまして、ですから、それに示してい

ない分」、直接管理者が行わなければならない業務を県が行っているということ
でございます。

○笹井委員

指定管理団体がやるか、山口県がやるかというのは、そこは山口県としての
内部、外部の区分があると思いますが、本会議でも言いましたように、最終的
にその事業費は全部構成 3 市に振ってくるわけですので、構成 3 市としても何
を山口県が直接やる業務かというのは明確に何か協定書みたいなものがないと、
お金が払えないのではないかと思うのですが、この分野は山口県が行うよとい
う定めたものは、その国の通達以外ないのですか。

○松本環境部次長兼下水道課長

当然、指定管理を募集する際の基準、業務水準書もございます。また、毎年
県との運営協議会も年 2 回開いております、その中で委託内容についても検
討をしております。

○笹井委員

毎年会議が開かれて、業務の分担はきちんとそこで確認はされているとい
うことですね。

○松本環境部次長兼下水道課長

確認をしております。

○笹井委員

わかりました。県の分担については、施設の補修とか壊れたときの改修があ
るというのは、これは指定管理団体分ではなくて、山口県が独自にやるし、そ
の費用は構成 3 市のルールであれば構成 3 市に振られるのは仕方がないかなと
思うのですが、この山口県の実施する事業のうち聞いておって疑問に思ったの
が、水質分析と環境調査というのがありまして、私思うに、この辺なんかは指
定管理団体の委託費の中に入るべきものではないかなと、そういう疑問を持っ
ております。

最初の質問ですが、水質分析と環境調査について、これも予算を立てて後決
算で報告があると思いますが、この予算額と決算額を過去 3 年間教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

まず水質の分析でございますが、過去3年間ということで、平成22年度が、予算額が342万5,000円、決算が136万5,000円でございます。23年度が、予算額342万5,000円に対して決算額が87万7,000円、24年度が、予算額355万9,000円について決算額が68万3,000円。

環境分析でございますが、22年度が、予算額146万9,000円、決算額が68万3,000円、23年度につきましては、予算額が146万9,000円、決算額が40万4,000円、24年度が、予算額が156万9,000円、決算額が35万5,000円でございます。

○笹井委員

わかりました。この部分は山口県実施分ということで、県で予算を見積もることになると思うのですが、毎年の金額が2倍、下手したら3倍以上、決算額と言うと2分の1、3分の1以下になっているということで、決算に基づいて払うから、光市の負担が増える、減るのではないですが、果たしてこういう2倍も3倍も結果が違うような見積もりが適正なのかなというのは私としては疑問であると考えています。この水質分析や環境調査、これ県事業ですから入札ということになりまして、実際どこかの業者がとると思うのですが、この実施業者はどこになるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

予算額については、やはり県のほうでいろいろなものを調査しながら実際に必要な額を計上されているものと思います。

また、決算額については競争入札の結果ということだろうと思います。業者でございますが、水質分析が、22年度については学校法人香川学園、23年度が中外テクノス株式会社、24年度が学校法人香川学園、環境分析でございますが、22年度が学校法人の香川学園、23年度が中外テクノス株式会社、24年度がゼオン山口株式会社でございます。

○笹井委員

わかりました。今、いろいろな業者が分析で入札して、それで安くなっているのかなという、そういう感覚は持ちました。

では、最後の項目ですが、下水道事業の経営分析というのがどれほどやられているのかというのが、なかなかホームページ等を見ても、県のほうも載っていないのですが、光市当局としては、下水道事業の施設の利用率、使用料の単価、汚水処理原価、経費回収率、こういったものはきちんと把握されていますか。

そして、全国平均とか他市の比較、そういったものの分析というのはされておりますでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

光市としては、まだそういった公表はしておりませんが、当然経営分析という結果は出しております。数字でございますが、施設利用率、これについては、周南流域下水道浄化センターということで、光市自体の施設使用率はございませんが、浄化センターの率でいいますと 77.2%でございます。あと、使用料単価が光市の場合は 175.6 円、汚水処理原価が 209.6 円、経費回収率が 83.8%という数字を出しております。

○笹井委員

わかりました。他市の例を見ますと、米子市ですが、全部公共下水道のこういった数値を公表していると、その前文に、下水道事業の健全な経営のためには、その経営状況を他の市と比較分析し、本市における問題点を明らかにしながら経営を行っていくことが重要でと、これは極めて当たり前で、全うな考え方だと思うのです。

光の場合、流域になっていますので他市が絡むというのはありますが、やはり施設の稼働状況とか単価、原価、こういったものはきちんと公表をすべきだと思います。これをもし公表するとしたら、これは光市でできるものですか。それとも周南流域下水道浄化センターに関しては、これは県にお願いして、県から公表をしてもらうべき、どちらにそういう責任があるものになるのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

全国の各市の経営状況については、インターネットを調べられましたら、下水道事業比較経営診断表をどの自治体分も見ることが出来ますので、調べることは可能でございます。

○笹井委員

わかりました。私もそこまでは見逃しておりましたので、またそういうところもよく調査分析しながら、また次回質問をしていきたいと思っております。終わります。

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 9 月 24 日（火）

10:47～11:13

第 1 委員会室

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 81 号 平成 25 年度光市一般会計補正予算（第 4 号）
（建設部所管分）

【説 明】：田村道路河川課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

【質 疑】

○萬谷委員

おはようございます。光駅の周辺の駐車場の自動化について、以前から言われていたのですが、その進捗状況をぜひ教えていただければと思います。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

昨年度と今年度の 2 カ年で取り組んでおります光駅前駐車場等整備基本計画、基本設計の進捗状況ということでございます。

過去 10 年間の J R 光駅の乗車人員数から将来の乗車人員数を推計いたしまして、この数値と、昨年度に実施いたしました光駅利用者アンケートなどの分析をもとに施設規模の検討をこれまで進めてまいりました。

なお、光駅の特性といたしまして、駅に対して東方面からの利用者が多く、駐輪場も南口東側の利用が多いという状況でございます。

その一方で、利用者のマナーの問題もございまして、自転車の路上駐輪、あるいは長期間放置などの課題もございまして、そうした中で、駅利用者にとって

効率的で安全な路線が確保できる駐輪場や駐車場などの配置計画、あるいは動線計画の検討を今進めておりまして、現在、関係機関との協議を進めているところでございます。

○萬谷委員

ありがとうございました。駅周辺開発の一環だと思います。これからいろいろな予定もあり、また、もしかしたら北口もにぎわう可能性も十分あると思いますし、そちらの開発、ぜひ北口から直接ホームへ行けるようにというのを最後をお願い申し上げまして、終わります。

○畠堀委員

一般質問等でも同僚委員から質問がこれまであったと思いますが、景観計画につきましては今年度中に策定をするということで計画を上げられております。本年度も既に折り返したわけですが、こちらの進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

そして、あわせまして市民向けの景観マニュアルを引き続き 25、26 年度でつくっていくと。今、景観形成に向けたルールづくりという形で進めていくようになっていっているのですが、これはまだ景観計画ができ上がってからの取り組みになるかと思いますが、ルールということになりますと、どのような形のものをお考えなのか、披瀝できる内容があればお聞きしたいと思います。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

景観計画の策定の進捗状況ということです。この景観計画については、今年度光市議会での議決案件になっているということで、これまでの経緯も含めて少しご説明をしたいと思いますが、本市におきましては、豊かな自然に恵まれた美しい景観、これを守りまして、これらと調和した良好な景観形成を進めるために、平成 18 年度からこの計画の策定を進めているところでございます。

平成 21 年には一度議員の皆様方に計画案をご説明しておりますが、その後、総合計画後期基本計画、あるいは都市計画マスタープラン、この策定過程におきまして、市民の皆様とともにワークショップを実施してまいりました。その場で市民の皆さんから景観に関してさまざまなご意見やご提言をいただいております。それで、現在の進捗状況ということでございますが、こうしたワークショップでの成果等を整理集約いたしまして、これまでにお示ししてまいりました計画案をベースとしつつも、新たな視点、新たな考え方を加えまして、新しい計画案の取りまとめを進めているところでございます。8 月下旬には第 6 回目の景観計画策定市民協議会を開催したところです。この計画は、先ほど申

し上げましたように議決案件となっておりますので、9月議会の会期中には全員協議会を開催していただき、中間報告をさせていただければと思っております。

それともう1点、景観マニュアルです。市民向けの景観マニュアルということで、総合計画、それから行動計画に盛り込まれている事業でございます。良好な景観形成を進めるためには、まずは市民や事業者の皆さんがその景観計画についてご理解いただき、この計画に沿って建築行為などを行っていただく必要がございます。このため、市民向けの景観マニュアルといったものを作成いたしまして、景観計画の内容、あるいは新たなルール、それから各種手続、これなんかの周知を図ろうとするもので、先ほど委員さんもおっしゃいましたように、今後、景観計画を策定した後に、この景観マニュアルを取りまとめてまいりたいと考えております。

○畠堀委員

ご説明いただきまして、ありがとうございました。理解いたしましたが、今度全員協議会の中でいろいろご説明をいただけるということなので、またそちらで、何かありましたらお願いしたいと思います。

○笹井委員

では、公園についてお聞きしたいと思います。議会報告会などでも市民の方から問われて、私も不勉強でなかなかいい回答ができなかったかなとも思っているのです。確認ですが、市内の公園にはどのような種類の公園があるのか。そして、その種類によって市の管理の清掃体制はどのように異なっているのか教えてください。

○末岡公園緑地課長

現在、市内の公園は街区公園や総合公園、都市緑地などの都市公園がございます。その他の公園といたしまして、広場公園やポケットパークがございます。これらの維持管理、清掃を市で行っております。

また、市内には児童遊園地がございます。児童遊園地は、民間事業者が団地造成等の際に開発地に公園を設置することによりできたものでございます。近所の子供さんの遊び場などでありますので、地元の自治会や利用者の方で草刈りや清掃を行っております。

○笹井委員

わかりました。市が維持管理されるという総合公園とか都市公園、広場公園、ポケットパークですが、これは草刈りとか手入れについては、例えばどうい

公園は年 1 回とか、どういう公園は年 2 回とか、そういう基準というか、実施体制についてあれば教えてください。

○末岡公園緑地課長

市で維持管理しております都市公園につきましては、草刈りは年 2 回行っております。ポケットパークや緑地も一緒でございます。低木の刈り込みは年 1 回、高木で支障になるような枝払いなどはその都度行っております。

○笹井委員

わかりました。ありがとうございます。

○大田委員

コンパクトシティについてお聞きします。今まで 3 回ほどコンパクトシティのことについて市民懇話会を設けておられると思うのですが、どのような会話内容だったか教えてほしいのですがお願いします。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

この議会の一般質問でも部長から答弁させていただいてはおりますが、委員さんおっしゃいましたようにこれまで 3 回市民懇話会を開いております。

その会議での内容でございますが、例えば大和支所や大和公民館、これらの公共施設の老朽化が進んでいるので、これらの施設を集約して建てかえるべきだというご意見をいただいております。また、整備場所については、何点かのご意見はありましたが、おおむね町民プール跡地周辺の市有地が望ましいというご意見をいただいて、このたびの一般質問では新しい複合施設をその市有地周辺で設置したいというお答えをさせていただいております。

また一方では、土地区画整理事業なんかで代表される市街地整備については、その土地所有者の合意形成なんかに時間がかかり、面的な整備が容易ではないというようなご意見もいただいておりますし、まずは県道光日積線の拡幅整備がやはり必要であるというご意見をいただいたところ です。

○大田委員

今、公共施設を集約して建てかえると、また、県道の拡幅工事をやるというような意見をいただいたと言われておりましたが、今回、県とのモデル地区に認定されまして、県道の拡幅なんかというのはすぐにでも進むのではないかと思うのですが、そういうところはどのように考えておられますか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

この辺に関しましても、このたびの一般質問で市長から答弁ございましたように、市長みずからがさまざまな機会を通じて、県知事への要望・働きかけ、いわゆるトップ外交に力を尽くしたいということをおっしゃっております。それとともに我々事務レベルにおきましてもいろいろな機会を通じて県の担当者にお話をさせていただきたいと思っております。

○大田委員

今、トップレベルの外交と言われたが、具体的にトップレベルの外交というのはこのモデル地区においてどういうことをされるのですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

毎年度、新年度予算への県知事要望という場がございますので、これなんかはそのうちの一つになろうと思っております。

○大田委員

わかりにくかったのですが、それから、公共施設の集約で建てかえるというのも話に出ておったと。また、一般質問でも現在の大和公民館前プール跡地に建てかえるというようなことを答弁されていましたが、もう一遍確認したいと思うのですが、住宅移転は溝呂井住宅の非現地建てかえと思うのです。また、公共施設の新築移転は何と何と何ですか、もう一遍具体的に教えてください。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

一つは、大和支所、それから、大和公民館、それから図書館の大和分室、これが中心になろうかとは思いますが。

それから、一般質問でもお答え申し上げておりますように、その周辺、隣接地に市営溝呂井住宅にかわる公営住宅の整備ということを考えております。

○大田委員

今、公共施設は大和支所、大和公民館、図書館と、そういうような3建物を言われたのです。それで間違いないですね。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

具体的な機能については、どういったものが入るかということになりますと、これはまた次の段階で、検討をすることになると思っておりますが、駅周辺の既存の公共施設というのは、大和支所、それから図書館大和分室、大和公民館、これ

なんかが中心になろうかと思っております。決してこれだけということではないと思います。

○大田委員

そして、私はもう一つあるだろうと思うのです。同僚委員が一般質問をされたのですが、民間の院内診療所はできませんよと、院外もといったときに市長は「コンパクトシティの中にも取り込んでいく」と、そういう答弁をされておったのです。そのところは どう 思っておられますか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

確かにこの議会で市長からそういう答弁があったのは私も聞いております。これについては、今この場で私が申し上げられることではございませんので、現在我々が取り組んでおりますのは、公共施設の再編・再配置で今まで申し上げた部分が中心になろうかと思っております。ですから、それ以上のことは私のほうからこの場でお答えはできかねますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○大田委員

その公共について今から考えられるというように解釈してもよろしゅうございますか。
公共施設の建てかえは、その院外民間診療所も含めてというのを。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

ですから、今ご質問があった分については、私のほうでこの場でお答えすることはできかねると、難しいと、お答えができないと申し上げたのです。

○大田委員

また、県道の拡幅について戻るのですが、期間はわからない。トップ外交をされると言われたのですが、拡幅はどこからどこぐらいまでを一応考えておられるのですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

委員さんご存じのように、今県のほうで事業計画区間となっておりますのは、草場の大和スポーツセンター手前の交差点から源城までの区間でございます。

住民の皆さんからは、そこから駅の間への拡幅の要望をいただいております。ただ、これをどこまでやるという辺は、県事業でもございますし、我々としては住民の皆さんの切実な要望を真摯に受けとめて、それを県知事等に要望して

まいりたいと考えております。

○大田委員

今、私の聞き間違いかも知れないのですが、県道の拡幅は草場池から源城までを考えておられると、それで、そこから岩田駅のほうに対しては住民の要望を聞いているだけだと、そういうように私は解釈をしたのですが、コンパクトシティで今県道の拡幅も一応考えておられると。それで、3回の懇話会の中にもどのようなやり方がよかろうかというのが3通りか4通り見せられたと思うのです。

市民の方は当然、駅前から源城までを拡幅されるものと思っていると思うのですが、大和病院の前なんかは特に危ない。歩道はないし、いつ交通事故が起こるかも知れない状態なのに、どうして草場の池から源城までという答弁が出るのかよくわからないのですが。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

申しわけございません。私の説明の仕方が悪かったのだらうと思うのですが、現在の県の事業計画区間は草場から源城までです。そして住民の皆さんからは、そこから駅前までの拡幅という要望をいただいておりますので、これについてはしっかり県に要望してまいりたいと申し上げたところでございます。

○大田委員

いや、岩田駅前コンパクトシティの構想の中には、岩田駅前から大和病院過ぎまで拡幅がうたっているのではないのですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

確におっしゃる通りに、平成23年度に策定をいたしました岩田駅周辺地区整備基本方針、この中には22事業があるのですが、その中の一つには、そういう県道の拡幅、事業例ですが、上がっております。ただ、これについては、ご存じのように県事業でもございますし、また、現況が店舗や兼用住宅が道路に近接していて、それぞれが建物の基礎なんかをかき上げしているという状況がございます。このため普通の道路整備でいいのかといったこともございまして、区画整理といった方法もその22の事業の中に入っております。

どういった市街地の整備のあり方といいますか、やり方がいいのかという辺を懇話会の中でも市民の皆さんのご意見を聞きながら今まで取り組んでまいりました。その中では、まずは県道拡幅を望みたいというようなご意見でしたので、このたび改めて県に要望してまいりたいということです。コンパクトシテ

イといたしますか、今回の岩田駅周辺の都市施設整備の基本計画の中には、当然、重要な事業の一つという位置づけにはなろうかと思えます。

○大田委員

当然コンパクトシティの中で重要な位置づけになろうかと思えますではなくて、「なります」でしょ。当然の仕方が違うのではないですか。「なろうかと思えます」ではなくて、「なります」でしょ。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

あくまでも県事業でございますので、我々としてもしっかり要望をしてまいりたいということでございます。

○大田委員

要望をしてまいります。私が委員になってから「要望をしてまいります」、ずっと5年間も続いてきているのですが、その前に住民は柳井土木に要望書も出されたときいているのですが、そこらは要望書がどうなったか現在わかってないみたいですが、そういうように住民の切実なる要望が出ているわけです。それで今回の岩田駅前周辺のコンパクトシティ化で、高齢者も安心して暮らせる住宅空間というように市長は何遍もうたっておられるわけです。だからあくまで「県事業でやります」と、常に、こちら側から積極的に、私は積極的に打って出るような感じでやってもらいたいと思うのです。特にまたコンパクトシティのモデル事業と認定されたわけでございますから、ぜひとも積極的に打って出て拡幅ないし都市計画整備事業、積極的に打って出てやってもらいたいと思うのですが、いかがお考えかお伺いします。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

一般質問の場で市長がみずから「トップ外交に力を尽くしたい」と言われていますので、これ以上力強い言葉というのはないと思えます。

○大田委員

今後この話をどんどん進めてまいりますから、よろしくお願ひします。終わります。

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 9 月 24 日 (火)

11:22~12:08

第 1 委員会室

6 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第 81 号 平成 25 年度光市一般会計補正予算 (第 4 号) (経済部所管分)

【説 明】: 田中経済部次長兼農業耕地課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○田中委員

光市特産品開発促進大型農業施設整備事業補助金についてお聞きしたいと思いますが、予算のときには 9,500 万円上がっていて、そのうちの負担割合が、国が 50%、市が 35%、法人が 15%とお聞きしておりますが、数字が違うかと思うのですが、そのあたりについてお聞かせください。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

このたびの補正に上げさせていただいた金額は、大型ビニールハウス建設に係る部分だけでございまして、残りの 6 次産業化施設、出荷調整施設やイチゴカフェ等の施設につきましては、現在、国の認定作業中でして、それが終わりましたらまた補正をさせていただきます。

【討 論】: なし

【採 決】: 全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

【質 疑】

○畠堀委員

今年度予定されています事業について何点か進捗等を含めてお尋ねしたいと思えます。まず、3つの事業についてお尋ねするわけですが、まず初めに、ただ

いまの補正で上げられておりました光市特産品開発促進大型農業施設整備事業ということで、これの現在の進捗状況と今後のイチゴ栽培の出荷に向けてのスケジュール等についてお伺いしたいと思います。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

この事業は、農事組合法人束荷が事業主体となって、農業耕地課が支援しているところでございます。現在の進捗状況につきましては、この計画の認定を受けまして補助申請をしております。補助金の交付決定が8月下旬に来まして、現在、建物設計積算をしているところでございます。11月には造成工事に入る予定としておりまして、建設は1月からになる予定でございます。

出荷につきましては、イチゴの植えつけが大体来年の9月中旬ごろから始まりまして、出荷は11月の下旬から出荷になる予定でございます。

○畠堀委員

ご説明いただきまして、ありがとうございます。大まかなスケジュールについて理解したわけですが、新しい新種のイチゴの導入ということで、そういった技術面での強化といたしますか、そういったものの取り組みといたしますか、対応についてはどのような進捗でしょうか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

イチゴの新品種の開発につきましては、現在、岩国の先進農家に2人若手の就農者に、研修に行っていております。

そのほかハウスの施設内につきましては、最新技術のコンピューター技術を導入して、施肥、水の管理、温度管理等を自動的に行うような施設を導入する予定としております。

○畠堀委員

施設の技術的な導入について今ご説明をいただきました。先ほどのご説明では来年の11月ぐらいから初出荷が始まるということで、それに向けての漏れのない対応をぜひご支援をお願いしておきたいと思っております。

次に、平成24年度の離職者再就職支援事業ということで、3期に分けて各期に10名程度の定員を募集して実施してございました事業ですが、第1期については今月末で研修が終わるという予定ではないかと思っております。こちらの現在の進捗状況と、研修を終えての今後の動向についてご説明をいただけたらと思っております。

○杉岡商工観光課長

ただいまのお尋ねでございますが、この事業は、年度をまたぎました継続事業となっております。それで、平成25年1月から3期の募集を行っております。総計32名の離職者を受け入れさせていただいたところでございます。雇用期間につきましては、平成25年8月31日をもって、3期までの方が全て終了いたしております。事業終了は10月31日となっておりますので、今からは研修、就職後のアフタフォロー期間となっておりますので、そういった形の中で支援をしてまいりたいと考えております。それと、25年8月31日現在におきまして雇用を終了しましたので、その状況を申し上げますと、32名のうち再就職が決定した者が、一般質問でもお答えしていると思っておりますが、24名の方の再就職がかなっております。それから、未就職の方が8名、就職率としては75%という形になっております。8名のうち現在5名の方が事業所に応募中で、結果待ちという形です。

次に、1名が職業訓練中、それと、残り2名につきましては、現在も面接並びに職業訓練等のフォロー中となっております。そういった状況になっておりますが、まだ100%という形にはなっておりませんので、アフタフォローにつきましては委託先の事業所と連携をとりまして今後も支援に努めてまいりたいと考えております。

○畠堀委員

今、32名中8名の方のまだ就職先が決まってないことのご説明をいただきました。その中で、また引き続き委託先等と協議をしながら細かなフォローをしていただけるというご説明があったわけですが、この人材と再配置、このマッチングというのは非常に難しいと思っております。そういった意味で、決めづらいところもあるかと思っておりますが、引き続き、きめ細かなご支援をぜひお願いしておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。次に、ニューフィッシャー、新規漁業就業者確保育成推進事業について、今年度の取組状況と申しますか、進捗状況と今後の予定についてお伺いしたいわけですが、それをお伺いする前に、光市の漁業従事者の人数、それから平均年齢等について大体わかればと思っております。新規漁業就業者確保育成推進事業が今年度進められているわけですが、今年度の取組状況についてということをお願いいたします。

○藤井水産林業課長

それでは、ニューフィッシャーの現状についてお答えいたします。今日現在でございますが、今3人が独立されております。それから、研修中が4人いらっしゃいまして今年の10月から、そのうちの2人が独立する予定で、合計5名

となる予定です。残りの2人の研修生については、10月から引き続き県と市の1年間の研修に移行予定となっております。順調にいけば来年の10月にはもう2名増えて、合計7名になる予定です。

それから、漁業就業者の平均年齢のお尋ねがございましたが、今正確な数値は持っておりませんが、光の漁業者はかなり高齢化が進んでおりまして、70歳を超えているくらいではないかと思えます。後ほどご回答をさせていただけたらと思えます。

○畠堀委員

今、ニューフィッシャーの状況については説明をいただきました。あわせて光の漁業従事者のお話も説明を受けたわけですが、平均年齢と人員についてはまた後ほど正式な数字をお聞かせ願いたいと思えますが、私の感覚的にはもう少し年齢が高いのかと思っていましたし、そういった意味で、ブルーツーリズムの推進とかいろいろ取り組んでおられますが、まずは何よりも若手の従事者を増やしていくということで、こういったものに取り組まれているのではないかと思えます。そういった意味で、今後も引き続き若手従事者の育成、それから、確保という面でお願いたしたいと思えますが、問題なければ現在ニューフィッシャーとして取り組んでいる方のご出身というのは、市内からの従事者が多いのか、それとも市外、県外からの方が多くのか、教えていただけたらと思えます。

○藤井水産林業課長

ほとんど県外でございます。下松市出身の方が1名ございますが、その他は県外出身者ということでございます。

それから、補足でございますが、今取り組んでいる事業で、今年度の予算に計上させていただいております新規就業者に対しての県漁協光支店が中古の漁船をリースする購入事業について、10月から2人独立するわけでございますから、その準備の事務手続きを、県漁協や県の柳井水産事務所と調整しながら今進めているところでございます。

○畠堀委員

新規就労者の確保と、それから育成、そして、今のようにならぬ支援という形で、大変息の長い事業になるのではないかなと思えます。そういった意味で、これからも市外の方の就労者の確保に向けての積極的な取り組みと、そして、さらなる漁業の振興に向けての支援という観点からの取り組みをお願いしておきたいと思えます。

○田中委員

観光協会が冠山総合公園に移転して花館がオープンしたわけですが、今後の観光情報の発信について展望をお聞かせいただければと思います。

○杉岡商工観光課

情報発信ということでご質問をいただきましたので、ご回答を申し上げます。情報発信をするということにつきましては、観光振興には欠かせないものがあります。そして、そのために今後こうした観光地の情報をアピールするために、情報の発信の工夫をしていくことが重要であるという認識をしております。

また、情報社会の進展によりまして、一般家庭へのインターネットが普及し、各地域の情報は簡単にホームページで収集できますし、特に若年層におきましては多機能型携帯電話、スマートフォンやタブレットPCなどの普及によりまして容易に情報を収集することが可能になってきております。こうした新たな情報通信機器を利用した方法は、広範囲な地域の人がリアルタイムに情報を得ることが効果的でありますので、調査研究を行うとともに、光市や光市観光協会のホームページの充実にも今後努めてまいりたいと思っております。

○田中委員

ホームページの充実も行っていくということですが、今、情報発信というものはもちろん大切ですが、だんだん情報の共有化が進む中で、SNSと言われるフェイスブックとかラインとかもそうですが、そういったものを活用して観光情報発信をしていくところが増えてきますが、それに関しては今後導入していく予定がございますか。

○杉岡商工観光課長

ただいま委員が言われましたフェイスブック並びにSNSにつきましても今後調査を進めてまいりたいと考えております。

○田中委員

周南市でも行っておりますし、市川市長もフェイスブックをやられていますし、例えば山口県では韓国でのフェイスブック、中国でのウェイボというツイッターとかを使って情報発信を行っているので、ぜひとも光市でもそういったものを活用してやっていただきたいと思うのです。その中で、今お話しした山口県は韓国や中国でも情報発信を行っている中で、光市の虹ヶ浜なんかも情報発信の中の一つに取り入れているのですが、関連して、新市10周年観光PR推進事業でパンフレットの作成が進んでいると思いますが、この辺の進捗状況と中

国語とか韓国語の表記があるのかというところをお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

新市 10 周年観光パンフレットでございますが、現在、第 2 次のプロポーザルも終わりました、今からとりかかるとい形になっておりますが、今お聞きになりました外国語対応につきましては、現在のパンフレットも当然入れておりますが、新規につくるパンフレットにつきましてもそういった海外からの観光客に対応するために、観光地の名前とか見出しにつきましては、中国語と英語並びにハングルで対応をさせていただきたいと思っております。

○田中委員

ありがとうございます。それでは、もう 1 点お聞きしたいのですが、新規事業チャレンジ支援補助金、今期の事業で上がっているかと思うのですが、締切が終わって、決定もしているかと思うのですが、この補助金に応募してきた数と、実際採用した数と、どのような事業があったのかというものをお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

再度のお尋ねでございますが、新規事業チャレンジ支援事業の状況につきまして、一般質問でも部長から答弁いたしました。本年度申請は 4 件でございます。その内訳としましては、新商品の開発並びに新技術の開発の事業が 2 件、それから、地域資源を活用した特産品の開発、商品化の事業が 2 件となっております。以上が内訳となっております。

○田中委員

特産品のほうは 2 件あるということですが、これ食べ物でしょうか、それとも工業製品なのかお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○杉岡商工観光課長

地域資源を活用した特産品の開発でございますが、これは食品となります。

○田中委員

光市の本当新しいものが生まれてくるということで、期待している部分もありますので、これからもしっかりとご支援をよろしくお願いいたします。

○笹井委員

では、ニューフィッシャーとイノシシ対策と観光についてお聞きします。最初に、ニューフィッシャーからですが、ニューフィッシャーは先ほどの同僚委員の質問で、独立者が3名で研修生が4名と、そのうち2名がもう少しで独立するということですが、これは所属の漁港というのは、室積八幡になるのか、それとも室積西湊になるのか、光井になるのか、その辺の人数を教えてください。

○藤井水産林業課長

独立されました3名の所属の内訳でございますが、今、江ノ浦地区に2名、戸仲に1名の所属と聞いております。

○笹井委員

研修生も、師匠について研修をしているわけですが、そこもやはり所属みたいながあると思うのですが、そこを教えてください。

○藤井水産林業課長

師匠は、基本的には2名以内で、主が1名で従が1名というような形が基本になっておろうかと思えます。師匠がいらっしゃるところに所属ということもあろうかと思いますが、あと、漁船の置く場所等、あと、自分のやりたい漁法とかあるので、一概にこうだからこうということもないのではないかと考えております。

○笹井委員

特に、研修生については所属漁港という考え方はないということですか。

○藤井水産林業課長

研修生については、師匠がいらっしゃる場所が、同じ場所でない場合もございますので、あっちでこの漁、こっちでこの漁というような形で研修をされているので、そういった形で経験をしながら最終的にどういうようにするかというような形になろうかと思えます。

○笹井委員

わかりました。あと、先ほどの説明で10月に2人独立すると、来年の10月には2人独立するという予定でしたが、今後の新規の募集予定というのはないのでしょうか。今年度はたしか募集してないというのは何かの答弁であったか

と思いますが、今後、来年以降の募集予定というのはどのように取り組まれるでしょうか。

○藤井水産林業課長

現在の光支店からの聞き取りでございますが、指導者、師匠さんの受入態勢の問題や継続していることもございます、一応今年度は募集をしないとお聞きしております。受入態勢を再度整えて募集をする予定と聞いております。

先ほど言いました7名ではもう少し継続する必要性があらうかとも思います。

○笹井委員

わかりました。他の漁港なんかを見ましても、ニューフィッシャーが2桁、10名を超すと中核集団として生き生き活動してくるというのが他の事例のようでございますので、来年度2人、10月に独立すれば、市長さんには大変なこととは思いますが、その受け入れの余地はあると思いますし、市の産業政策、定住対策のためにもぜひ切れ目のないニューフィッシャーの募集と育成をお願いしたいと思います。また、ニューフィッシャーについてお聞きしますが、これは卒業されてもう独立された方です。これはいろいろ魚を獲ったりして生計を維持していかなきゃいけないわけですが、獲った海産物を市場に卸すだけではなくて、加工して販売するということはできるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

可能かどうかについては、可能と思います。先ほど委員さんのご答弁にもありましたように、今3名でありますし、ある程度そういったニューフィッシャーを中心にして、加工から販売というような気運が高まっていけばと考えております。2桁というのも一つの目安かなと思います。

6次産業化に向けて市としてもニューフィッシャー、あるいは県漁協光支店、県等の関係者と協議しながら前向きに研究してまいりたいと考えております。

○笹井委員

これも他市の事例ですが、他市は、他の漁港はとったものを直接刺身にしたり干物にしたりして直売所にそのまま個人の、ニューフィッシャーの資格で販売している例もあるかと思えます。光市の場合は、直営の市場があったり、あるいは販売所も未曾有にあるわけではありませぬので、なかなか状況と環境が違うとは思いますが、ニューフィッシャーの生活の安定のためには、鮮魚を卸すだけではなくて、多様な選択肢というのが必要だと思いますので、そこら辺についてもぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

ニューフィッシャーの方といろいろ話す機会があったのですが、どうも魚だけではなくて、ヒジキを乾燥して加工できないかというようなことも独立した人は考えておられるようです。こういった海産物を獲るのはできると思うのですが、加工する場合、漁協とか市有地とかの一部を借りて加工というのはできるのでしょうか。特に建物にさばき場とかがあって、大きい施設ですが、そういうところで加工というのはできるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

今のヒジキのお話は、私どももあるニューフィッシャーというか、研修生からお話は聞いております。海産物を加工する場合でございますが、漁協や市有地、市の土地の一部を借用できるかのあたりでございますが、これは物によって、水産加工品ですから、何をつくるかによってさまざまな許可が必要になってくるかと思えます。特に水産加工施設では、品質管理、衛生管理上の多くの規制がございますので、具体的な案件等でこういった規制をクリアすることが求められてくるのではないかと思います。そのままの既存の施設ですぐ使うということは、まずもって困難かと考えております。

○笹井委員

ニューフィッシャーの方も、やはり独立したら、あとは自分で稼いでいくしかありませんし、そうはいつでも雨の中、船を出すというのも難しいところがあります。やはり加工販売も販路の開拓をしなきゃいけませんし、県外から来られた方ですので、そこら辺は行政がしっかりと、そのニーズに応じたことを考えていっていただきたいと思えます。

地の人であれば、本当デビラ干しなんかは家の庭でやっていますが、ニューフィッシャーの方はそういうスペースがあるわけではありませんし、どっかは借りないと、そういうこともできないということですので、具体的な事例はまだニューフィッシャーのニーズというのがわかりませんが、そういう話も幾つか出ているようでございますので、対応をお願いします。

次に、イノシシ対策についての現状を教えてください。最近では新たに峨嵋山にイノシシが生息して、半島のほうを荒らしまくっているという事実がございますが、峨嵋山は国の公園にも指定されています。峨嵋山での駆除というのはできるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

まず、イノシシ対策の現状でございますが、まず一つ、トタン、ワイヤーメッシュ、ネット等による鳥獣被害の防止対策事業でございますが、昨年比ベ

れば8月末までの申請件数は少な目で推移して50件となっています。事業費で言えば、約380万円で、昨年並みでございます。

それから、鳥獣の捕獲ですが、8月末までのデータで、捕獲隊合計でございますがイノシシが69頭、猿が1頭でございます。

それから、室積の普賢寺周辺の状況でございます。今年6月22日に室積2丁目、まず江ノ浦地区で最初の日撃情報がありました。その後、6月28日に室積5丁目のふるさと郷土館付近、それからさらに8丁目の普賢寺周辺での日撃情報が寄せられました。関係地区住民並びに関係者の方には今、ご心配をおかけしておりますが、以後、普賢寺周辺や池ノ原でたびたび日撃情報が続いております。周辺地区の皆様からの情報によりますとイノシシの数は2頭以上ということですが、正確な数字はわかっておりません。市といたしましては、これまで目撃されなかった室積の市街地に出没したといったことから、捕獲隊へすぐさま連絡しますと同時に、関係自治会、それから、地区内の保育園や小中学校へ目撃情報をお伝えいたしました。注意喚起の広報活動も、公用車の拡声器等により行って、継続的なパトロールも行っているわけでございますが、いまだ残念ながら捕獲はできておりません。

現状が、一応くくりわなと箱わなという手法がございますが、これは隊と協議しまして、くくりわな等では、一度わなにかかって外れた場合等の安全性に問題があることから、室積8丁目内に箱わなを2基設置しておりますが、まだ捕獲ができておらず、難しさを再認識しております。

峨嵋山につきましては、特定猟具の禁止区域、銃器の禁止区域になっておりますから、もちろん銃による捕獲はできず、中でも峨嵋山は鳥獣保護区でも最も規制が厳しい特別保護区となっております。

○笹井委員

わかりました。峨嵋山もそういう指定の公園ですから、そうかなと思いましたが、ということであれば、そうはいつでも今までいなかったものが住みついているわけでございますので、箱わなによる住宅近接部の捕獲をお願いして、ぜひ、これは2頭であれば子供を産む前に何とか駆除していただきたいということはお願いでございます。

最後、観光についてですが、夏の海水浴場のときはアナウンス施設をつくっておられますが、これはどのように設置されているのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

海水浴場の海水浴場開設期間中に合わせまして、来場者に対しさまざまな連絡並びに周知を行うため、両海水浴場に臨時にスピーカーを2カ所の2個ずつ、

計4個スピーカーを設置し、両案内所から放送できるように設置しております。

○笹井委員

今、これは総務になりますが、防災行政無線を今、市内70数カ所に設置するということが提案されているところでございます。

地図を見ますと海水浴場にはなかったりするわけですが、これは検討の考え方としてひとつ、毎年臨時スピーカーを設置するよりも、防災行政無線の中にアンサーバック機能とか個別送信機能があるものもあると聞いていますので、それを設置して、夏はアナウンス用にも使うという、そういう検討はできないのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

ただいま防災無線のことでお尋ねがありましたが、防災の観点から関係所管で効果的な設置場所等の選定を行っておりますことから、商工観光課が設置場所選定並びに導入機器の機能に対してお答えは困難と考えております。

○笹井委員

状況はわかりました。また今後私としても勉強をしていきたいと思っております。

○大田委員

補正予算2,950万円について、イチゴ作付のためのハウスをつくられるのですが、これは農業法人に交付金として出されるのはよいのですが、民業圧迫につながるのではないかと思いますので、そこのお答えください。

○山本経済部長

お尋ねの件でございますが、これは当初から申し上げておりますように、農事組合法人つかりが民業としてやる事業でございますので、公がやるものではないということをご認識をいただけたらと思います。

○大田委員

だから民でやるのですが、補助金として出るわけでしょう。

○山本経済部長

確かに国、あるいは市から補助金が出る事業でございますが、あくまでもそれは民業として地元の法人がやられるということですから、民と民はあくまで

も競争の中にあります。当然ほかの農業団体なりがそういった事業をやる場合には、今回と同じメニューの補助金が使えるかどうかはまた別にしても、いずれにしても支援を受けることは可能であると考えておりますので、そういった方々がお互いに切磋琢磨されて、いずれも発展拡大していくことを、行政としては大変期待をいたしているということでございます。

○大田委員

わかりました。次に、観光のことについてお聞きします。一般の市民からよく聞くのです。虹ヶ浜海岸へ行く道路標識がわからない。虹ヶ浜海岸の西のところ、今は片側 2 車線になっているところへ立て看板をライオンズが立てておられます。100m先に「右折」と書いてあるのですが、100m先右折が消えて見えにくいと。それで、光駅前から交差点のところには立て看板で「虹ヶ浜海岸」とステンレスに書いてあるのです。それから少し 30m ぐらい行った所に、上り線に「虹ヶ浜海岸の入り口」とオーバーハングで書いてあります。下松方面から来るとなかなかわかりにくいわけです。そのところはどのようにお考えなのかお聞きしたい。

○杉岡商工観光課長

ただいま言われました虹ヶ浜海岸への案内看板でございますが、委員さんの言われるとおり、上り線につきましては 100m 手前の海岸沿いにあります。下り方面につきましては、株式会社三知側の歩道橋の上に設置されております。もう 1 カ所、「なぎさへの道」という、駅前から海岸に向けた道路がございますが、税務署近くに 1 カ所設置されておりますが、そういった市民からの苦情などは、市や観光協会に直接ございませんが、そういったお問い合わせ等がありましたら、しっかりとしたご案内の対応はさせていただきたいと思っております。

○大田委員

そういうふうにしつかりした対応をとっていただくのであれば、オーバーハングの道路標識なんかをもっとつけられて、下松方面から来れば、ここから入って虹ヶ浜海岸に行ってくださいよというような、わかりやすい道路標識を立ててほしいのです。また、室積海岸についても、オーバーハンドの道路標識に上りと下りは書いてあるのですが、真ん中の新開のところにオーバーハングで上り線と下り線が入るわけです。光市が立てておられると思うのですが、立て看板は東部憩いの家の所に 1 カ所と、そして、千坊台の入口の所に 1 カ所書いてあるわけです。だから、それは右側に行けば、それは海岸線に行つて泳げると言えばそれまでですが、もう少し親切な書き方をされたほうがよいのではな

いかと思うのですがどうですか。

○杉岡商工観光課長

室積の海水浴場の案内看板でございますが、両左右、両端がとといいますか、案内看板、上下線から見える形の案内看板を設置しております。

それから、室積中学校の交差点の手前と、マックスバリューの前のところには上下線にオーバーハングの案内板があると思いますが、十分ご認識いただける看板ではないかと考えております。

○土橋委員長

だから、差し向きやるのか、やらないのかという話だから、市民からは聞いてないと、大田委員が言っても、市民からは聞いてないよということでしょう。

○杉岡商工観光課長

そうです。

○大田委員

だから、十分わかるようにオーバーハングないし看板は立ててほしいと思うのです。皆さんどなたが来てもわかるように看板を多く入れてほしいと思っております。

○土橋委員長

要望ですね。

○大田委員

はい。

○藤井水産林業課長

ニューフィッシャーの資料を入れていただいたのですが、不十分なので、後ほど正確な数字をお伝えしようと思っております。

以 上